

議事日程 (第10号)

令和7年3月26日(水曜日) 午前10時開議

(開議)

○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 令和6年度包括外部監査結果報告書の提出について

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第1 | 議案第1号 | 令和7年度北九州市一般会計予算 |
| 第2 | 議案第2号 | 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計予算 |
| 第3 | 議案第3号 | 令和7年度北九州市食肉センター特別会計予算 |
| 第4 | 議案第4号 | 令和7年度北九州市卸売市場特別会計予算 |
| 第5 | 議案第5号 | 令和7年度北九州市渡船特別会計予算 |
| 第6 | 議案第6号 | 令和7年度北九州市土地区画整理特別会計予算 |
| 第7 | 議案第7号 | 令和7年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算 |
| 第8 | 議案第8号 | 令和7年度北九州市港湾整備特別会計予算 |
| 第9 | 議案第9号 | 令和7年度北九州市公債償還特別会計予算 |
| 第10 | 議案第10号 | 令和7年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算 |
| 第11 | 議案第11号 | 令和7年度北九州市土地取得特別会計予算 |
| 第12 | 議案第12号 | 令和7年度北九州市駐車場特別会計予算 |
| 第13 | 議案第13号 | 令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第14 | 議案第14号 | 令和7年度北九州市産業用地整備特別会計予算 |
| 第15 | 議案第15号 | 令和7年度北九州市漁業集落排水特別会計予算 |
| 第16 | 議案第16号 | 令和7年度北九州市介護保険特別会計予算 |
| 第17 | 議案第17号 | 令和7年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算 |
| 第18 | 議案第18号 | 令和7年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算 |
| 第19 | 議案第19号 | 令和7年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第20 | 議案第20号 | 令和7年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算 |
| 第21 | 議案第21号 | 令和7年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算 |
| 第22 | 議案第22号 | 令和7年度北九州市上水道事業会計予算 |
| 第23 | 議案第23号 | 令和7年度北九州市工業用水道事業会計予算 |
| 第24 | 議案第24号 | 令和7年度北九州市交通事業会計予算 |
| 第25 | 議案第25号 | 令和7年度北九州市病院事業会計予算 |
| 第26 | 議案第26号 | 令和7年度北九州市下水道事業会計予算 |
| 第27 | 議案第27号 | 令和7年度北九州市公営競技事業会計予算 |
| 第28 | 議案第29号 | 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |

- 第29 議案第30号 北九州市事務分掌条例の一部改正について
- 第30 議案第32号 北九州市手数料条例の一部改正について
- 第31 議案第33号 北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について
- 第32 議案第34号 北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について
- 第33 議案第35号 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第34 議案第38号 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について
- 第35 議案第39号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第36 議案第41号 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について
- 第37 議案第42号 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
- 第38 議案第46号 北九州市スポーツ施設条例の一部改正について
- 第39 議案第48号 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第40 議案第49号 北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について
- 第41 議案第50号 北九州市水道法施行条例の一部改正について
- 第42 議案第51号 北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について
- 第43 議案第52号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第44 議案第53号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第45 議案第62号 包括外部監査契約締結について
- 第46 議案第70号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について
- 第47 議案第71号 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第48 議案第72号 北九州市教育委員会教育長の任命について
- 第49 議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第50 議案第75号 北九州市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第51 議案第73号 北九州市監査委員の選任について
- 第52 議員提出議案第3号 北九州市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 第53 議員提出議案第4号 北九州市議会委員会条例の一部改正について
- 第54 議員提出議案第5号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書について
- 第55 議員提出議案第6号 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書について
- 第56 議員提出議案第7号 我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める意見書について
- 第57 議員提出議案第8号 訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直しなどを求める意見書について

- 第58 議員提出議案第 9 号 子どもが虐待を受けた際、迅速に一時保護を受けることができる体制整備を早急に進めることを求める意見書について
- 第59 議員提出議案第 10 号 水俣病被害者の支援及び救済を求める意見書について
- 第60 議員提出議案第 11 号 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の現在地での存続と機能強化を求める意見書について
- 第61 議員提出議案第 12 号 企業・団体献金を全面的に禁止する政治資金規正法改正を求める意見書について
- 第62 議員提出議案第 13 号 緊急の予算措置により学費値上げの撤回を求める意見書について
- 第63 議員提出議案第 14 号 食料自給率の向上等により日本の食と農業を守ることを求める意見書について
- 第64 議員提出議案第 15 号 高額療養費制度の自己負担限度額上限引上げの白紙撤回を求める意見書について
- 第65 陳情の審査結果について
- 第66 請願・陳情の継続審査について
- 第67 所管事務の継続調査について
- 第68 会議録署名議員の指名

（閉 会）

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号から
- 日程第 47 議案第 71 号まで
- 追加日程 議員提出議案第 2 号
- 日程第 48 議案第 72 号から
- 日程第 50 議案第 75 号まで
- 日程第 51 議案第 73 号
- 日程第 52 議員提出議案第 3 号及び
- 日程第 53 議員提出議案第 4 号
- 日程第 54 議員提出議案第 5 号から
- 日程第 64 議員提出議案第 15 号まで
- 日程第 65 陳情の審査結果について
- 日程第 66 請願・陳情の継続審査について
- 日程第 67 所管事務の継続調査について
- 日程第 68 会議録署名議員の指名

出席議員 (57人)

1番	菊地	公平	2番	佐藤	栄作
3番	上野	照弘	4番	吉村	志輝
5番	田仲	常郎	6番	宮崎	吉輝
7番	中村	義雄	8番	鷹木	研一郎
9番	戸町	武弘	10番	香月	耕治
11番	片山	尹	12番	村上	幸一
13番	日野	雄二	14番	吉田	幸正
15番	西田	一	16番	田中	元也
17番	金子	秀一	18番	廣田	信也
19番	立山	幸子	20番	たかの	久仁子
21番	小松	みさ子	22番	富士川	厚子
23番	小渡	辺修一	24番	中島	隆治
25番	松岡	裕一郎	26番	木畑	広宣
27番	村上	直樹	28番	成重	正丈
29番	岡本	義之	30番	三宅	まゆみ
31番	森本	由美	32番	大久保	無我
33番	小宮	けい子	34番	森	結実子
35番	泉	日出夫	36番	中山	じゅん子
37番	山崎	英樹	38番	山田	大輔
39番	宇都宮	亮	40番	永井	佑
41番	伊藤	淳一	42番	宇土	浩一郎
43番	高橋	都	44番	山内	涼成
45番	荒川	徹	46番	大石	正信
47番	小金丸	かずよし	48番	小宮	良彦
49番	有田	絵里	50番	松尾	和也
51番	奥村	直樹	52番	伊崎	大義
53番	村上	さとこ	54番	井上	純子
55番	柳井	誠	56番	井上	しんご
57番	本田	一郎			

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千 賀 子
会 計 室 長	吉 村 知 泰	危 機 管 理 監	柏 井 宏 之
デジタル政策監	中 村 彰 雄	技 術 監 理 局 長	尊 田 利 文
政 策 局 長	小 林 亮 介	総 務 市 民 局 長	三 浦 隆 宏
財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一	保 健 福 祉 局 長	武 藤 朋 美
子 ども 家 庭 局 長	小 笠 原 圭 子	環 境 局 長	兼 尾 明 利
産 業 経 済 局 長	柴 田 泰 平	都 市 ブ ラ ン ド 創 造 局 長	井 上 保 之
都 市 戦 略 局 長	上 村 周 二	都 市 整 備 局 長	石 川 達 郎
港 湾 空 港 局 長	佐 溝 圭 太 郎	消 防 局 長	岸 本 孝 司
上 下 水 道 局 長	持 山 泰 生	交 通 局 長	白 石 基
公 営 競 技 局 長	春 日 伸 一	教 育 長	田 島 裕 美
行 政 委 員 会 事 務 局 長	小 石 富 美 恵		

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほか関係職員

午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

荒川徹議員から、3月3日の会議における発言の一部について訂正の申出がありましたので、議長においてこれを許可しました。

次に、包括外部監査人から報告がっております。なお、その写しは各議員宛て送付しておりますので、御了承お願いいたします。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第1号から、日程第47 議案第71号までの47件を一括して議題といたします。

委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

令和7年度予算特別委員長、4番 吉村議員。

○4番（吉村太志君）おはようございます。令和7年度予算特別委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、去る3月7日の本会議において設置され、令和7年度予算議案及び予算関連議案の47件が付託された後、12日から25日まで3つの分科会で審査を行いました。

まず、審査の経過につきましては、お手元配付のとおりであります。

次に、審査の結果につきましては、議案第3号から10号まで、12号から15号まで、17号、18号、20号、21号、23号、29号、30号、32号、33号、35号、38号、39号、41号、42号、46号、48号から53号まで、62号及び71号の以上35件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第1号、2号、11号、16号、19号、22号、24号から27号まで、34号及び70号の以上12件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまの委員長の報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）皆さんおはようございます。日本共産党の宇土浩一郎です。会派を代表して、議案第1号、令和7年度北九州市一般会計予算外11件に反対し、その主なものについて討論を行います。

初めに、議案第1号に関連し、市民を苦しめている物価高騰に対する本市の対策についてです。

昨年、我が党が市内全域を対象に行ったアンケートでは、物価高騰で暮らしが悪くなったと

の回答が7割を超えて寄せられました。市長も本会議において物価高騰が企業活動、個人消費とともに影響を与えており、その対策は重要な課題であるとの認識を示しています。

そうした中で本市は、国の臨時交付金19億4,000万円に市の一般財源等4億2,000万円の合計23億6,000万円の予算を計上し、令和6年度補正予算にて福祉サービス事業所等への光熱費支援及び令和7年度当初予算案において、子育て世帯の負担軽減を図るための給食食材価格高騰支援11億円などの支援を行うとしています。本市が示した対策、それ自体は当然必要なものではありますが、それだけでは極めて不十分であります。

飯塚市では、昨年全ての市民を対象とした独自の対策として、1人5,000円分の市内で使えるクーポン券を発行するなど、物価高騰から市民生活を守るとともに、地域商業者支援の一石二鳥の効果を想定した取組を行いました。北九州市に置き換えますと、12月1日現在の人口90万5,695人、45億2,847万円という規模になり、市民が安心して生活できるよう必要な対策を講じることは、市政にとっても最も重要な取組の一つです。

物価高騰対策として、市民全体を視野に入れ幅広く効果を呼ぶ取組が必要であり、我が党が提案している、口径25ミリメートルまでの小口径の契約者を対象とした下水道料金の一定期間の免除及び指定ごみ袋の無料化を決断すべきです。

次に、市民センター営利目的利用について述べます。

昨年12月議会における市民センター条例改正に伴う附帯決議には、市民センターや市民が混乱しないようにとしっかりと広報することとあります。総務市民局長は本会議において、マニュアルの作成や見直し、一定の説明を行ってきたと答弁しました。しかし、我が党は改正条例の施行直前になっても依然として混乱が絶えないこと、反対の声が非常に多く寄せられていること、住民との間で相互信頼を崩していることをこれまでも指摘してきました。

今回、営利目的利用のスタートを目前にして、混乱させて間違っていたと分かせたほうがいとまち協会長が言っていたり、もう私たちはただ従うだけですからと館長が言っていたりと、市のやり方への怒りや、怒りを乗り越した諦めまで見える始末になっています。

今回の改正の狙いは、市民に広く利用してもらうためではなく、営利目的の企業などが使えるようにすること、市民センターでも稼げるようにすることにほかならず、市民センターの営利目的利用は市民センターの稼げる町化そのものです。今回の条例改正と、その実施は、市民センター本来の目的からずれているということを強く申し述べ、市民センターを営利目的で利用した際の使用料収入を含む予算に反対するものです。

次に、教職員等の給食費値上げについて述べます。

令和7年2月3日の北九州市学校給食審議会の資料によれば、教職員等は食育指導の観点から、原則児童生徒と同じ給食を食べることとしているが、令和7年度以降の教職員等の給食費については、子育て世帯を支援するという交付金の目的に沿い、値上げ相当分は自己負担とし、給食費を改定するとしています。小学校勤務であれば1,000円の値上げ、中学校は

1,300円、特別支援学校は1,200円と値上げされます。

我が党は他の政令市を調査しました。その中で、別にすると計算が煩雑になる、物価高騰対策であり、交付金が児童生徒に限定されていないと考えるとして、教職員の給食費については児童生徒と同様の扱いをして値上げしていない政令市もあります。本市も他都市を見習って、教職員の給食費値上げは撤回すべきです。

次に、門司港地域複合公共施設整備事業について述べます。

今議会では、門司港地域複合公共施設整備事業に31億200万円が計上されています。これは昨年10月に建設工事の入札が不調に終わり、今年度予算に上乘せするもので、これにより建設工事費は135.4億円、土地購入、JR施設移設費等を含めた総事業費は163.5億円となり、平成30年当初計画の77.1億円に比べて2.1倍に膨れ上がっています。

本市は当初、公共施設マネジメント事業のモデルプロジェクトとしてこの事業に着手しましたが、事業費の大幅な増額はその目的からも逸脱するものです。市民に対し事業費の変遷を示し、説明した上でパブリックコメントを行い、公共事業の実施や継続等の判断について、客観性と透明性の向上を図ることを目的とした公共事業再評価を実施すべきです。

これに関連して、本市の文化財保護行政について述べます。

多くの自治体は、1975年の文化財保護法改正後に同法を設置根拠にした審議会条例の改正を行っています。本市では1964年に文化財保護審議会が地方自治法を根拠に設置されましたが、それ以降条例改正されずに現在に至っています。このことによって本市の文化財保護審議会は形骸化し、本市の文化財保護行政は停滞しています。文化財保護法に基づき建議できる文化財保護審議会へと条例を改正すべきです。

次に、下関北九州道路について述べます。

この事業については昨年ルート素案が完成し、現在都市計画決定及び環境影響評価の手続きが進められています。これまで当局は、現状では事業主体や事業手法は決まっておらず、地元自治体の負担額なども未定であるとして、肝腎なことは分からないとの答弁を繰り返しています。

しかし、4年前の時点で最大3,500億円とされていた事業費は、昨今の異常円安や国際紛争の影響で、その当時と比べて1.4倍以上になっている資材価格や、2倍に跳ね上がっている人件費などを勘案すると、どこまで上がるのか見当もつかない状況です。また、我が党は、本四架橋の地元自治体が事実上の赤字補填のため大きな財政負担を強いられていることを指摘し、下関北九州道路事業に伴う地元負担について、政府関係当局や関係自治体から聞き取りを行うよう提案しましたが、当局からはその意思は全く示されませんでした。

市は、下関北九州道路が本市の産業基盤を強化する重要な事業であり、投資により経済発展を促し、税収増につなげ、市の財政にもプラスの影響を与えるといった好循環をつくれるよう、着実な事業推進に取り組んでいくとしています。経済波及効果など新たな整備の効果は

示されないままの事業推進となっています。初めに実施ありきで前のめりでの事業はきっぱり中止すべきであります。

次に、医療・介護保険制度についてです。

政令指定都市の中での高齢化が最も進行している本市において、高齢社会対策の取組は引き続き最も強い市民要望となっています。しかし、国は全世代型社会保障改革に向けた改革工程の実行で、給付の制限と負担の増加を進めています。

そこで、まず、議案第2号、国民健康保険特別会計予算についてです。

本市の国民健康保険加入者は高齢者と低所得者が多く、所得に対する保険料負担率は政令市の中で最高レベルであり、法定軽減世帯が政令市中、最も多い状況です。保険料が払えないため、多くの世帯が正規の保険証の交付を受けていません。また、リストラ、解雇によって被用者保険から国民健康保険へ移行する就労所得のない加入者は増えています。

一方、被保険者数は、団塊世代の高齢化による後期高齢者保険制度への移行により減少傾向に入っています。高過ぎる保険料の引下げは、ますます切実な要求となっています。一般会計からの市独自の繰入金を増やし、令和7年度、2025年度の保険料は前年度比で1世帯平均1万円以上引き下げるべきです。

次に、議案第16号、介護保険特別会計予算についてです。

本市の介護保険第1号被保険者の保険料基準額は、制度発足の2000年度からは2倍を超えており、被保険者の収入に対する保険料の負担割合は、低所得者層や基準額層に重くのしかかっています。そのため、保険料滞納者が毎年給付制限を受けており、近年の連続する物価高騰の中ではその深刻さはさらに増しています。

一方、2024年度介護報酬改定の影響で、介護事業所の経営は依然厳しい状況が続いています。介護労働者の処遇は一定改善されましたが、引き続き低賃金等の理由により離職率が高く、人手不足は深刻であり、さらなる改善が必要です。国に対し介護報酬を適正に引き上げるよう求めるとともに、市民の介護保険料負担を軽減するため、本市介護保険特別会計への一般会計からの独自の繰入れをするなど、必要な措置を講じるべきです。誰もが必要な介護サービスを安心して受けられるよう、市独自の利用料減免制度を創設すること、また、境界層措置の周知をさらに強め、漏れなく申請できる制度とすべきです。

この項の最後に、議案第19号、後期高齢者医療特別会計予算についてです。

後期高齢者医療制度については、重たい保険料負担、高齢者への差別的な医療内容など、極めて問題のある制度であり、多くの国民がその廃止を求めています。国は、2022年10月より一定所得以上、単身世帯200万円以上、複数世帯320万円以上の後期高齢者の医療費窓口負担を2割に引き上げました。保険料は、1人当たり医療費給付費の増加や、子育てを全世代で支援するための出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入の影響等から増加しています。保険料は引き続き剰余金、財政安定化基金等を活用して引き下げるよう福岡県広域連

合に要請し、国に対し後期高齢者医療制度の廃止とともに、激変緩和の措置の強化を求めるべきです。

以上、討論を終えるに当たって申し上げます。

今年には戦後80周年、被爆80周年の節目の年です。長崎への原爆投下の第1目標が小倉であったことから、北九州市は非核平和都市宣言を掲げ、平和を求めることを内外に明らかにしました。ところが、北九州市は昨年4月1日、北九州空港の特定利用空港を事実上ノーチェックで受け入れた結果、昨年10月23日から10日間の日程で自衛隊と米軍が日米共同統合演習、キーンソードを強行しました。北九州空港で軍事訓練を繰り返せば、相手国から攻撃の対象とされ、北九州市民の生命、財産に重大な影響を与えることになります。

また、九州防衛局は本日、陸上自衛隊V22オスプレイが築城基地から芦屋基地に向かう途中に、北九州市を飛行することを明らかにしました。オスプレイは度々事故を起こす欠陥機であり、市民の命と安全を守るため、本市として市街地、住宅地の上空を飛行させないよう九州防衛局に要請すべきです。

我が党市議団は、市民の命を最優先に、市民が主人公の市政を実現するために全力を挙げることを表明し、反対討論を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、54番 井上議員。

○54番（井上純子君）私からは、議案第1号、令和7年度当初予算について賛成の立場で討論いたします。

武内市政始まって3年目となる令和7年度当初予算案のテーマは、成長への反転攻勢予算、もっと人を引きつける町へ、市長選のときに、人、企業から選ばれる町になるという言葉を出します。また、私が市議になってから用いる変革、成長の言葉が予算案や事業名などに多用され、武内市長と町の方向性を共有できているとも感じています。また、反転攻勢に向けた人口や企業誘致などを進捗や数値で記し、これをさらに伸ばす、予算の目的が明確化されている点も評価いたします。

令和7年度当初予算の規模は、前年比156億円増額の6,435億円、過去最大となります。次世代投資枠141億円を確保し、3つの重点テーマに取り組みます。

1つ目の柱は、女性が自分らしく輝ける町。女性の職場環境の改善や公共空間のトイレ整備など、女性に選ばれる町を意識した次世代投資により、これまで人口減少を加速させていた若い女性の流出抑制として期待いたします。

2つ目の柱は、観光大都市への進化。コロナで落ち込んだインバウンド観光客を呼び戻すため、人気グルメのすしや観光トレンドであるナイトエコノミーの推進、本市の地域資源である関門や若松北海岸などの観光地化など、地方都市が稼ぐ手段として重要な観光消費と関係人口の増加に期待いたします。また、課題であった黒崎地区の再開発につながる民間投資を呼び込む都市デザインの策定など新たな取組にも注目いたします。

3つ目の柱は、世界をリードするサステナブルシティへのキックオフ。これまで取り組んできた環境政策や風力発電など再生可能エネルギーはもちろん、新たに持続的な地域活動として全世代参加型地域コミュニティへ転換する課題解決型の挑戦事業にも期待しています。

そのほか、経済成長に向けたスタートアップ成長支援ファンド事業や半導体関連産業の集積、企業誘致に向けた予算、そして、市民の要望が高まる防犯対策や老朽化対策が待ったなしのインフラ補修、子育て支援、私が要望してきた新たな保育士確保対策や子供主体の体験事業、若者の定住促進のための奨学金返還支援事業など、全方向で取り組まれている誠意、努力に感謝いたします。

つまり、武内市政の予算方針は、善は急げとすぐに取り組むアグレッシブさに評価は高まりますが、課題としては、ダイエットは明日からというように、当初危機意識のあった財政危機の脱却、スリムアップの方針を示さないまま、どんどん予算が膨れ続けていることは指摘いたします。

行財政改革については道半ばであります。就任すぐに実施した事業総点検は1年目で終了し、それも多くが根本的な見直しがない前年ベースの不用額カットであったため、今回予算案では大きく財源捻出となる見直しは行われていません。市政変革のX会議においても、論点が職員のマインドやユーザー満足度が中心となり、コストについての問題意識はどんどん薄れていきます。

一方で、毎年度膨らむ膨張圧力予算に対して市税収入額は全く追いつかず、プライマリーバランスは悪化しています。足りない財源は財源調整用基金取崩しや、ボートレースによる未来のまちづくり投資基金を新設し、毎年度20億円を確保するほどです。また、金額だけではなく、予算事業数に着目すると、延べ事業数ではありますが、令和7年度は前年比で62事業も増えています。つまり、職員の負担は増すばかりであります。

については、令和7年度当初予算案に次のとおり要望するとともに、賛成いたします。

1点目、市政変革の基本方針を定め、見直しを進めていますが、事業数は増大し続けています。類似事業や費用対効果の薄い事業の廃止もセットで新規事業への挑戦を要望いたします。

2点目に、行財政改革は短期的に財源捻出できる見直しばかりでは大きく財源に変化はありません。ぜひ財源捻出額を意識した、例えば公営企業である市営バスの民営化を含めた構造改革を市長の決断で進めること。

以上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、56番 井上議員。

○56番（井上しんご君）私は、議案第1号、令和7年度一般会計予算案外1件に反対して討論を行います。

およそ1年前の議会では、聖域なき棚卸しの中で部活動振興費や私学助成、子供たちの体験活動、はたまた10万円足らずの陶芸教室までも含めて、子供たちに関する予算の削減が提案さ

れました。それは、市の進めることもまんなかcityに反するのではないかと、議会で撤回を求める議論が行われました。その後、議会の決議を受けて草刈り予算が例年並みに手当てされ、今回提案された予算では子供たちの新たな体験活動も提案され、棚卸しのような広く市民の痛みを伴うようなこともなく、常識的な予算であると思います。

しかし、議会を代表する大会派による代表質疑でも、削減された私学助成の復活が手当てされていないとの指摘もありました。削減された部活動予算もそうです。北九州アクションにある、人の数だけスポットライトがあるとあるように、個々の子供たちの挑戦を応援できるように早急に手当てしてもらいたいと考えています。

さて、今回の予算案には門司港地域複合公共施設の建設費用が計上されています。当初費用と比べて、入札不調もあり、大幅に工事費が膨らんでいます。人件費や資材価格の高騰が要因だとされていますが、当初予算から増額され、また、工事着工になっても途中で青天井に工事費が膨れ上がることにならないことを願うものです。

今回の複合公共施設の予定地の土地は、初代門司駅遺構が眠る土地であり、その発掘に当たり多くの国内外の専門家の方が適切な保存を求め、声を上げられました。国連ユネスコの諮問機関のICOMOSからもヘリテージ・アラートが出されたことは、市の言う建設の重要性があったとしても非常に大きな出来事でありました。

北九州市の新ビジョンでは、グローバル挑戦都市北九州市を目指すとし、世界に打って出ようとしております。今から本市の国際的な地位を高めようとする、その最初の一丁目一番地で世界の人々から御批判を受けるようなことになったことは極めて残念であります。

予算案のサステナブルシティの推進で持続可能な都市を目指すとの市の計画に全く異論はありませんが、この本市の持続可能な産業においても一朝一夕にはいっておりません。本市の公害克服の歴史や、日雇などの不安定雇用や苛酷な労働環境の改善や安全への取組など、それこそ先人の血の出るような苦労と闘争の歴史の中で現在の北九州の産業の基礎ができています。北九州市民はこうした先人の営みから学び、北九州魂とも言うべきアイデンティティーを後世に伝えていく、その歴史の一端が初代門司駅遺構だったと考えます。初代門司駅舎の基礎の一部は発見されましたが、恐らくまだこの地に眠っていると思われれます。観光でも産業でも真に持続可能なサステナブルな都市を目指すべきであると考えます。これまでも開発と遺構の保存の相反する問題で議論がありました。私は産業団地の開発は必要であると考えますが、遺跡や遺構を発見した場合はちゃんと調査し、適切な保存と継承をしてもらいたいと思います。

北九州市は住みやすい町だと言われていますが、それは古代でも同じことで、古墳時代からも多くの人々がこの地で生活をしていました。私はその本市の、または民族の歴史をもっと知りたいと思います。近世では、北九州は豊前と筑前からできた町です。映画にある、筑前の花と竜、そして、豊前の無法松の一生にあるような人情話や義理と人情の物語です。筑前と豊前

という敵同士が手を取り合ってこの町をつくってきた歴史、そして、よそ者が互いの文化の違いを超えてこの地に根差した伝統文化を守り、引き継いできました。北九州市民憲章には、文化のかおるまち北九州とあります。対立を超えて、共に力を合わせてこの先人の営みをしっかりと引き継いで、後世につないでいくといった市政であることを願います。

以上をもちまして私の討論を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）村上さところです。議案第1号、一般会計予算案のうち、門司港地域複合公共施設整備事業135億4,382万1,000円及び議案第11号、土地取得特別会計の予算案について、反対の立場から討論をいたします。

主たる反対理由を4点述べます。

1点目、自治体は最少の経費で最大の効果が上がるよう、その目的、必要性、公益性及び代替性の有無の観点から、税の使い方について市民と共に考え、不断の見直しを行うことが必要とされています。しかし、平成30年に総事業費77億1,000万円だった計画が、令和7年現在163億5,000万円にまで膨張しているにもかかわらず、代替性の検証も行われず、公共事業再評価も費用便益比も行われていないままに事業が進行しています。

2点目、本事業の進め方が最初から間違っております。ICOMOSより発出されたヘリテージ・アラートで明らかのように、整備地には世界遺産になり得る貴重な初代門司駅鉄道関連遺構が発見されました。しかし、議事録も残さず、協議体もつくらず、専門家も入れず、市民の声も聞かず、現地に残す遺構の範囲も公に検討されないまま、遺構は破壊されました。議会の総意として執行部に要求いたしました十分な調査、記録保存も行われていません。間違いを正そうとSNSで告発した芸術文化財団の担当学芸員は、理不尽な配置転換の末、退職に追い込まれました。退職の理由には、はっきりパワハラと示されています。直接の上司は市からの出向職員です。建設に絡んだ公益通報保護違反、パワハラ、人権侵害の疑いを放置したまま事業を進めることはできません。

3点目、区の2050年の推計人口約6万人に対し、施設が巨大、巨額過ぎます。市民の税金で賄われる一般財源32億7,000万円、地方債107億円ほか、今後の維持管理費、修繕費はさらに上積みされ、市民の将来負担となり、費用対効果に問題があります。

4点目、施設を複合化し床面積は減っても、立体駐車場建設により逆に床面積が増えてまいります。公共施設マネジメントの目的に沿わず、既存施設の在り方も決まっています。

以上、本事業には限られた財源の下で多様化する市民ニーズに応え、最少の経費で最大の効果を上げるという視点の徹底、事業の不断の見直し、民主的観点が欠けております。全市的な視点から市民の声を十分に聞き、市民サービスの向上や、市民負担軽減のため部署を超えた横断的な見直しを行うために、一旦立ち止まり、実情に合った事業のコンパクト化を要望し、私の反対討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

委員長から報告のありました議案47件のうち、まず、議案第3号から10号まで、12号から15号まで、17号、18号、20号、21号、23号、29号、30号、32号、33号、35号、38号、39号、41号、42号、46号、48号から53号まで、62号及び71号の35件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案35件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、16号、19号、22号、24号から27号まで、34号及び70号の10件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案10件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号及び11号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、お手元配付の議員提出議案第2号のとおり、令和7年度北九州市一般会計予算のうち「すしの都課」関連予算に対する付帯決議が提出されております。

お諮りいたします。ここで議員提出議案第2号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

議員提出議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）ただいま議題となりました議員提出議案第2号、令和7年度北九州市一

一般会計予算のうち「すしの都課」関連予算に対する付帯決議について提案理由を申し上げます。

令和7年度一般会計予算案においては、すしの都課という新たな部署を立ち上げ、すしをフックとしたインバウンド等の対策事業として1,400万円の予算が計上されました。しかしながら、1つの食文化だけを前面に出した観光振興策では、本市の豊かで多様な食文化の総合的な振興につながらないおそれがあります。また、美食の都を標ぼうするのであれば、単発的な事業の実施ではなく、体系的かつ継続的な食文化振興策が求められます。本市には、かつて食の魅力創造・発信室が設置され、地域の食文化を総合的に振興する体制が整備されておりましたが、現在はその機能が分散されている状況です。今後、本市が真に美食の都として発展するためには、すしのみならず、中長期的に本市の食文化全体を広く強く訴求することでブランドを確立し、観光振興や地域経済活性化を総合的に推進する専門部署の設置が必要です。よって、本市議会は、今回のすしの都課関連予算案を認めるものの、今後の予算編成に当たっては、食に関する専門部署を設置するなど、本市の食文化を総合的に振興する体制を整備するよう強く求めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまから質疑に入ります。49番 有田議員。

○49番（有田絵里君）日本維新の会の有田絵里です。会派を代表して議員提出議案第2号、令和7年度北九州市一般会計予算のうち「すしの都課」関連予算に対する付帯決議について質疑をさせていただきます。

今回、来年度4月1日から都市ブランド創造局に新しい課をつくらうとしています。これがすしの都課という名前の課になりますが、予算議会中、一般質疑並びに予算特別委員会でも複数質問が上がった内容であり、私も予算特別委員会では質問をさせていただきました。

市の説明では、観光振興として、すしという一つのコンテンツをフックにインバウンド客を呼び込み、そこから北九州には様々なおいしいものを提供していることをアピールし、すしを提供しているお店だけでなく、ほかの飲食店への周遊を促進していくことを目的にしていることを御説明いただきました。長期滞在される訪日外国人観光客の方々には、すし以外にもいろんなおいしい食べ物があるんだということが伝わるようなアピールは私もあったほうがいいと思います。ただ、この決議案では本市として美食の町を目指すということに一定理解をしながらも、この内容では、食文化の総合的な振興はできないのではないかと課題を提示している内容になっています。

そこで、質問させてください。

1つ目は、この付帯決議案の中で、食の魅力創造・発信室が以前設置されていたが、現在はその機能が分散されているということですが、この食の魅力創造・発信室は、どのようなこと

を目的にした部署だったと認識されていますか、教えてください。

2つ目は、附帯決議案では本市の食文化を総合的に振興する体制を整備するよう強く要望するとありますが、どのように総合的に振興することを求めているのか教えてください。

以上で第1質疑とさせていただきます。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）私が会派を代表して御質問に御答弁申し上げます。

なかなかこちらの立場で答弁するというのは珍しいことでございますので、局長様方の気持ちが分かったような気分でございます。

今御質問ありました食の魅力創造・発信室でございます。こちらに関しましては、以前産業経済局の中に設置されていた部署でございまして、北九州市内の様々な食の魅力を一括して取り扱い、その魅力を全国に向けて発信すると、そういったミッションを持った部局であったと認識しております。

当時、私自身も市の職員でございまして、こちらの食の魅力創造・発信室のメンバーの一人として仕事をさせていただいたという経緯もございまして、私のほうから御説明という形になったんですけども、この食の魅力創造・発信室、特に1次産業、2次産業をつないで新たな北九州市の魅力あるものを発掘し、それを全国に向けて発信していくという、そういったミッションを持った部署でございました。

こちらに関しては、発酵ジャパンであるとか、ぬか炊きの協議会であるとか、こういった地域の食の魅力を一定程度掘り起こすことができたのではないかと認識しております。ただ、その後ちょっと残念ながら、前の市長のときではございますが、最終的には解散して、それぞれの持っていた事業がそれぞれの部局にまたばらばらになってしまっているというのが、そのまま来ているというのが現状でございます。

2つ目の質問に対してでございますが、食の魅力創造・発信室をそのまま、もう一度つくれというわけではございませんで、今回はすしをフックにして海外からインバウンド客を呼び込んで、すしばっかり食うわけにはいきませんので、来た方々にほかの北九州市の魅力ある食事をしていただくと、そういった方針で今回このような形で今予算を上げられたと、そのように説明を受けております。こちらに関しては非常に納得するところではございます。

しかしながら、すし店以外の飲食店等から、やはりすしばっかりやるのかと、そういった声を我々市議として、いろいろなところからお声をいただいております。不安を与えているところでもあるかと認識しております。そういったところで、すしの都北九州協議会、昨年8月に市長が立ち上げられたと思うんですが、こちらの中に、最終的に美食の町北九州に向けて取り組んでいくというのであれば、それを組織として形にさせていただきたいと、そういったことでございます。具体的などのような組織にするのかということに関しましては、執行部の御意見もありますし、今後検討していただきたいと、今回の附帯決議の内容もそのような形で書いて

あると認識しております。以上です。

○議長（中村義雄君）49番 有田議員。

○49番（有田絵里君）菊地議員、御答弁ありがとうございます。

私は今回の附帯決議に書いてある専門部署として事例に挙げている食の魅力創造・発信室、おっしゃっていただいたとおり、北九州市内外、言わば市内の人や外の人みんなに本市の食文化の魅力を発信することが軸であったと私も認識しております。これは言わばターゲットが明確ではなかったのではないかと思います。このすしの都課は、北九州市でお金を使ってきているインバウンド客をはっきりとターゲットにして、需要を取りに行くことと把握しているので、似ているようで全く違う方向性の話だと私は思っています。

それと、総合的にどのように振興することを求めているのかということも御答弁ありがとうございます。今現在、私もこれにつきましては調べさせていただきまして、総合的な北九州市の食の発信や観光の発信は既に多くされていまして。というのが、具体的には例えばぐるリッチ！北九州という情報サイトであったり、グルメもお土産も観光スポットも北九州いろいろMAPというのもあります。また、ぬか炊きを紹介したパンフレットで北九州名物ぬか炊きガイドというのもありました。また、門司港レトロ焼きカレーMAP、知るほどウマイ！北九州のソウルフード、コンベンション会場ランチマップなど、食だけでもこれだけあります。それ以外にも北九州市夜景マップ、北九州観光イベントだより、北九州市ガイドマップ、テレビ番組でもいろいろ発信してもらっているかと思います。

今やっていることが足りているか足りていないかはまた別として、総合的にといえば既にいろんな食の発信をしているのではないかと思います。なぜ今すしなのかというのは、今インバウンド客に日本に来て食べたいものとして和食やすしが上げられる中、どうせ日本にすしを食べに来るのであれば、北九州市に来てほしいというのが市長の狙いなのではないかと感じております。

例えば、北九州に一番の目当てのすしを食べるために1泊しに来たとしたら、朝、昼、晩全部すしを食べるわけではなく、朝、昼は別の料理、晩におすしを食べたとしても、2軒目、3軒目と回る可能性があります。そこで、すしをフックにほかの食文化もアピールしたいというのが、すしの都課の狙いであり、インバウンド施策において、このすしというものを選ぶこと自体は合理的ではないかと感じています。すしを食べたいから日本にどこに行ったらいいのかなと思っている外国人観光客に、いろんなアピール合戦をしている中、各自治体の中で、美食の都として北九州をアピールするということは悪いことではありませんが、選ばれない可能性もあるのではないかと危惧します。

おすしだけを優遇して、それだけを食べさせるというものであれば、私もその方向性はちょっとどうかなと思いますが、インバウンド施策において、すしを求めている外国人観光客に対して、町ごとマーケットインして、ほかにも波及させるというのが狙いなので、それはいいこ

とだし、理解できます。北九州市は、すし以外にもたくさんおいしいものがありますし、私も焼きうどんやぬか炊きだったり、いろんなおいしいものがあると思っております。どれも一度食べたらまた食べたいと思ってもらえると感じています。

今回はいろんなものをアピールしたいという気持ちがあるのは、もう議場にいらっしゃる皆様一緒だと思うんですけども、あくまで今回はインバウンド客が求めているマーケットにある、すしの需要を町を挙げて取りに行こう、そして、それをきっかけに北九州市のすし以外の食や観光も楽しんでもらってお金を落としてもらおうというのが狙いなんだと感じています。

今回の附帯決議で求めている総合的に発信してほしいということと、インバウンド客を呼び込むために方向性を決めた発信施策でどちらも必要なことなんだと思うんですが、ここに少しずれがあるなというのを今の御答弁で印象を持ちました。

ということで、以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）進行いたします。54番 井上議員。

○54番（井上純子君）同じく、議員提出議案第2号、令和7年度北九州市一般会計予算のうち「すしの都課」関連予算に対する付帯決議について質疑いたします。

一部重複もあるかと思いますが、御理解のほどお願いいたします。

まずは、提出された附帯決議の前段で記すとおり、インバウンド観光客をターゲットに、すしをフックにしたPRを行う必要性に私も理解しているものです。なぜなら、地方都市における観光消費は重要な経済効果であり、本市においてはコロナ禍で落ち込んだ外国人観光客は回復傾向にありながらも、いまだ観光客数も観光消費額もコロナ前に戻っておらず、厳しい状況であります。そのような状況だからこそ、外国人が行きたいと思える効果的な観光戦略が求められます。

その一つが日本食にあります。例えば、農林中央金庫が2023年度実施した調査では、日本に行って食べたいもの、約6割がすしと答え、本市独自で行った調査においても、外国人観光客が北九州市で食べたいグルメが1位、2割を超える結果でありました。つまり誘客コンテンツのフックとして食を何か1つ選ぶのであれば、すしを推すことは合理的であると考えます。

そこで、今回の附帯決議と事業の必要性を理解する点までは同じではありますが、異なる点は、附帯決議が求める総合的な食文化の振興であります。

まず、食文化とは何か定義したいと思います。国が示す食文化の位置づけは、例えば文化芸術基本法においては、生活文化の一部として普及を図ることとしています。実際に日本の食文化、和食は平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録されています。次に、食育基本法においては、伝統的な行事や作法と結びつく食文化を継承することを自治体に求めています。つまり食文化とは、単純に提供される食事を意味するのではなく、日本の伝統や作法、行事まで含め、それらを継承、普及することであるため、さきに述べた観光振興と食文化の振興は、主となる対象も目的も別次元の取組であり、すしをフックに北九州市へ観光客を呼び込むことに関係な

く、食文化の振興を取り組むべきと考えています。

そこで、伺います。

すしをフックに観光客を呼び込むすしのPRの事業に対し、なぜ食の魅力創造・発信室を例示した専門部署の設置や食文化の振興が必要か教えてください。

以上、第1質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）いただいた質問の中で、特にこの前段にありますように、すしをフックに観光振興を図っていく、このことに関しては我々も賛同しておりますし、予算を認めるものということで、そういう立場を取っております。議論がちょっと擦れ違っている部分があるんですが、我々はその後のことを非常に重要視しております。先ほども申し上げましたが、すし店以外のところが不安視しているという、こういった状況、この事態もよくないことでございますし、その後このすしの都北九州協議会の理念でもありますし、都市ブランドのほうでも明言しておりました美食の町北九州、今後それを目指していくというふうな方向性が明確に示されているのであれば、単体の事業ではなく、そちらを目指した食を担当する部署が必要だろうと考えております。

今回、本日の午後に任命されると思いますが、新たに任命されるすし課長、この方がまずこれから取り組む仕事自体は、このすしをどうやってインバウンドにつなげるかですが、そこから先のビジョンがないままそれだけをやっていくということで行くと、その効果は限定されてくるのではないかと、その先の美食の町を本気で目指す姿勢があるのであれば、組織も含めて考えていただきたいと、そういった趣旨でございます。別に発信のみ、等というふうに限定しているわけではございません。その在り方につきましては今後一緒に執行部と考えていければなど、そういった趣旨でございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）御質問の中に後段の部分、食文化に関しての御質問があったかと思いません。先ほどおっしゃったような法律的なところまで全然意図しておりません。いわゆる我々が日常的に使う食文化ということで、ここには文言として入れさせていただいています。以上です。

○議長（中村義雄君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ありがとうございます。やはり一步先の価値観がどういう基準なのかと議論があったように、こういった言葉というのは定義しなければ議論が正しくできないものと思っております。

食文化の価値観なので、ちょっとここは分からない。なかなか文書で、賛成、反対、この決議案として固める文書であるからこそ定義されていない言葉が、今実際に認識がずれているのであれば、この決議案自体に不安視しているところです。

そして、答弁にありました、すし店以外が不安視している、この言葉なんですけど、このために専門部署が必要ということで間違いないでしょうか。もちろんそのほかに意味はあると思うんですけども、今回観光PRとしての効果、意味については理解されている、ここは同じだと思うんですね、前段の部分については。ただ、そこに強く訴求するブランド確立という言葉もその後に出てくるわけです。すし店以外が不安視している、強く訴求するブランド確立、ちょっとこの意味が分からないんですけど、その強く訴求するブランドというのは、全ての食を何かブランド化していくのか、それとも、私としては観光PRというのは例えば観光客が町に来てくれました。この町は何がお勧めですか。全部と言いますかということなんですね。

私は、実は菊地議員と、私が当時産業経済局と一緒に、観光課のときに食の魅力創造・発信室のとき、一緒にいろいろと勉強させてもらってお世話になりました。そういった点で、食の振興と、そして、観光でPRしていく、これ別のちょっと役割でして、そういうふうに勉強させてもらった経験も実際にあるんですが、私は市の全体の総合の観光パンフレットも作ってきたからこそ、その観光戦略に課題を個人的にも感じていました。その観光客がどこに行ったらいいんですかと聞きたいにもかかわらず、北九州市は各区全てを載せる観光パンフレットを作っていました。

その理由が、各議員の皆様が自分たちの区を載せてほしいという過去に要望があって、全区載せてきたという、そういった当時観光客にとってはお店も載ってなかったですね。お店を載せることも当時は公務員としてよくないということで、観光客としては何をぱちっとどこをまず見に行ったらいいのかという情報も分かりにくい、そして、どのお店に行ったらいいかも分からない、そういった観光客にとっては親切でない観光情報のそういった広報物を作っていたというところで、費用対効果が低いなということを私は当時問題視していたわけなんですけれども、やはり目的の観光PR、効果的な観光PR、訴求していくというのであれば、じゃあ菊地議員は何を推していくのか、このすし店以外が不安視しているなら、どのようにこれPRすればいいとお考えでしょうか。

○議長（中村義雄君） 1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君） どのようにPRしていくかというところでの御質問であると思います。PR自体に関しては特に否定するものではなく、すしをフックにされるという、その方針に関しては、我々も賛同しているわけでございます。

ただ、すしの後、美食の町ということで、ぬか炊きであるとか焼きカレーであるとか焼きうどんであるとか、北九州にはいろんな魅力的な食がたくさんあります。それを推進して美食の町を目指すのであれば、そういったところを目指すための部署をつくるべきではないかと。実際、今回すしの課長が町に行って説明したときに、ほかの飲食店の方に、うちもやってくれませんかと言われたとき、部署が違いますと断るんですかという話なんです。当然、今回に関しては、すしをフックにやっていくということで、これは非常に頑張っていたきたい

というふうに非常に我々も期待しております。

そして、そこで得てたくさん来ていただいたインバウンド客の方々に、すしの後何をしていくのかといったときに、そのすしの担当課長だけでは対処し切れないケースが想定されると思います。そういったときにそれぞれの北九州の食を、別に全体を1つのパンフレットにまとめて見せなさいと、そういうことを言っているわけじゃなく、すし以外の魅力というのをまたそれぞれ発信していく必要があると思いますし、それを実現するためには、ある程度食を取りまとめたような部署を検討して、全体的なPRもしくは産業振興という、この2つの点をしっかりと振興していかなければいけないと思っております。

細かい話で言いますと、先ほどKPIと言いましたが、現時点では、すしの都課に関する具体的なKPIも出ていないわけでございます。そういったKPIをしっかりと今後追求してまいりますし、それを受けて、じゃあその後それ以外の食にどのように波及させていくか、これを積極的に考えていただきたいという意味での附帯決議でございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ありがとうございます。そのフックとしてのPRのところは共感しているところなんですけれども、私もちょっとここのなかなか論点がかみ合わないところは、私も食の魅力創造・発信室はすばらしい部署だったなと思っているんですね。生産の6次産業化、そして、地元のそういった加工、ぬか炊きの食の加工品までPRするという、そういった取りまとめた部署、すごくよかったと思うからこそ、正直すしの都のこの議論関係なく進めるべきではないかなと個人的には思っているところです。

そういったどうしても北九州市7区いろいろな文化がある中で、正直皆が皆全区がぬか炊きを食べたことあるかという、そういうことないと思うんですね。そういったエリアによって特化した文化が残っているからこそ、なかなかこういったそもそも食文化というのを知らない市民もまだまだ多いと思うんですよね。ですから、食文化の振興だったり実際に生産者さんをつなぎながら6次化していく、ここの取組も強化すべきと考えますので、まとめて統合してこういった専門的な部署をつくること、私もそこに強く賛同します。

ただ、やはり今回私は、今回の予算案の附帯決議、当初予算のすしの都課の事業というのは、インバウンドに対して訴求するフックとしての観光PRの事業だと私は理解しているからこそ、今回求める総合的な食、他店舗が聞いたら不安を感じるからといって食文化、食の魅力創造・発信室のような総合的に食をトータルプロデュースしていく、この部署は必要であると思いますが、今回の予算と目的、観光振興と、そういった食文化の振興、そして、生産の6次化、こういったもともと目的がそれぞれ大事けれども、違うという点で、この附帯することにはそぐわないと考え、私は今回の附帯決議に反対いたします。以上、終わります。

○議長（中村義雄君）進行いたします。53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）村上さとこです。議員提出議案第2号、一般会計予算案のうち「すし

の都課」関連予算に対する付帯決議について質疑を行います。

全国初、すしの都課というインパクトのある言葉に、市にはほかにもおいしい食が多くあるので、なぜすしだけなのか、北九州市はすし消費量が全国一だったのか、市民生活がひっ迫している物価高騰の折、なぜ1,400万円の予算をかけ、すしの都課だけを新設するのかなどという質問が私にも市民から相次ぎました。

執行部の説明を聞き、初めて私もすしの都課の意図が分かりましたが、まずはすし文化で訪日客を増やしたい、すしをフックに北九州市の様々な美食を世界に広めていきたいという内容が市民に共通で浸透されていないと感じました。

以上の理由から、決議案には大変な理解を示しておりますが、不明点について3点の質疑を行います。

1点目、案文にある、すしのみならず、食文化全体を総合的に推進する専門部署の設置や、食文化を総合的に振興する体制整備は、以前あった食の魅力創造・発信室とほぼ同等な部署を想定されているのでしょうか。

2点目、本市の食文化全体のイメージをどのようにお考えなのか確認したいと思います。食種を含め、具体的になるべく分かりやすく御提示いただければと思います。

3点目、議会の総意は大変に重いものでございます。決議された内容に法的拘束力はないものの、当然ながら尊重されなくてはならないと考えます。これまでも様々な附帯決議が可決されてきました。しかし、執行部の対応は十分とは言い難いと思っております。そこで、もしこの附帯決議が可決された場合、決議の内容が市政に反映されるよう、専門部署の設置や体制整備の構築に対し、執行部にさらにどのように働きかけ、実効性を持たせようとお考えなのか、お尋ねいたします。

以上3点です。私の第1質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）それでは、答弁したいと思います。

1番、すしのみならず総合的というところで、食の魅力創造・発信室と同等のものをつくるのかという御質問でございました。

これに関しましては、別に食の魅力創造・発信室にとられる必要はないとは思っております。というのも、食の魅力創造・発信室もやはり所管の壁というのがございまして、その当時も1次産業、2次産業をつなぐことには特化していたんですが、サービス業である飲食店等、こういったのは対象の範囲外でございましたので、本当はもっとコラボできたのにとか、そういった思いを持っておるところでもございました。ですので、今回特にインバウンドを契機という形で、このすしの都課という超とがった発信をしていくのであれば、その先にある美食の都というのはどのような形であるべきかということに関して、またしっかりと議論をしていて、どこまでの幅で考えていくのかと、これもしっかりと執行部に考えていただきたいと思いま

すし、我々議会のほうでもしっかりモニターしていきたいなと思っております。

あと、ちょっと2番目の質問が少しイメージが捉えづらいんですが、食文化全体のイメージをどのように答弁したらいいのか、もう一度ちょっといただいてもよろしいでしょうか。

○議長（中村義雄君）53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）文言の中に、本市の食文化全体というものがございます。具体的に、食種を含めてなるべく多く、こんなものだというのを例示していただければ、大変分かりやすく思います。お願いを申し上げます。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）北九州は非常に食の魅力にあふれた土地でございます。その中でも特に文化と結びついて郷土色が強いのがぬか炊きであったり、その前段となるぬか床文化、これがあるというのも北九州のすばらしい魅力だと思っております。ただ、それ以外に北九州発の様々なお土産物であったりお菓子であったり、そういったものも北九州の食の魅力であると思えます。そういった新たにできるもの、これまで伝統的に残ってきているもの、そして、日常食べられていたものから拡大していったB級グルメ等々、こういった一つ一つに対して非常に魅力のあるものがたくさんある町だと、そのように認識しております。それが北九州市における食文化全体のイメージというふうに、これは私の私案でございますが、そのように認識しております。

3番目、附帯決議だけでは不十分ではないかというところで、どのように執行部に働きかけていくかというところでござりますが、こちらは、今回に関しましては、都市ブランド創造局がすしの都課という形で、そこの中に発足するということではございます。じゃあその後美食の町に向けた総合的な組織をつくるに当たって、じゃあどこが所管すべきかというふうな話もございます。それによってまた所管部局も変わってきますし、どこにそれを集約するのか、そういった話にもなってこようかと思えます。その辺をまずは執行部のほうにある程度もんでいただいた上で、じゃあどういった形があるべき姿なのかと、こういった議論を今後進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）今後も執行部と議論を重ねながら進めていきたいという思いが伝わってまいりました。食文化も、全体という言葉に対しても何ひとつ取り残さない北九州市の食文化というようなことが私の頭の中にずっと入ってまいりました。確かに食の魅力、北九州市、B級グルメ、ぬか炊き、お土産物を含め様々なものがありますので、私自身としても様々な方に手に取っていただきたい、多くの観光客、近隣の方にそれを知っていただきたいとは思っております。附帯決議が可決された場合にも、都市ブランド創造局と一緒にさらに働きかけていくということで伺いました。

さらに質問させていただきます。このすしの都課については、今議会の本会議、また、予算

特別委員会、あるいは市長質疑で賛否両論、様々な意見が出ていたと認識をしております。市長をはじめ執行部の局長、部長、課長など、その時々議員の意見をしっかり認識なさっていると思います。しかし、それでも附帯決議を改めて出されたのは、どのような思いからだったのでしょうか。附帯決議提出に至った経緯、思いがあればお聞かせください。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）附帯決議に至った理由なんです、やはり1つは先ほどおっしゃいましたように、市民の方々の中で、すしだけかと、こういった声をたくさん我々自民党議員団のほう、それぞれ飲食店に行っている水を向けると、そういった声がたくさん聞こえてきたというふうな話を伺っております。それに対して、確かに執行部意見、委員会等でもこういうふうな戦略で、すしをフックにして今後美食の町を目指すんだと、これには私も非常に納得している部分でございます。ただ、それをその後推進していくのであれば、今あるすしの都課だけでは不十分ではないかと思ったところでございます。

また、過去の食の魅力創造・発信室で得られた知見であったり失敗の体験であったり、こういったことを含めて、今後どういうふうな形で美食の町を目指すのかということ考えたときには、やはりもう少し幅広く構えることのできる組織が必要であると認識しております。そういった思いから、我々自民党会派のほうで今回しっかりと組織をつくっていただきたいと強く要望するものでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）執行部との議論などを経て、そして、さらに明文化したしっかりとした要望が必要だと理解をいたしました。戦略というか、美食の町を目指してさらに執行部と関わりを持って、それを進めたいという思いは強く伝わってまいりました。

冒頭、第1質疑で言いましたように、私自身も市民の方からいろいろなお問合せをいただいている以上、もちろんすしの都課というものがった戦略は十分理解いたしますが、市の文化である食、これを多く広めていただきたいというふうな思いがございます。今の質疑のお答えを聞いて、より理解が深まったように思います。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

議員提出議案第2号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第48 議案第72号から、日程第50 議案第75号までの3件を一括して議題といたします。

(教育長候補者入場)

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）ただいま上程されました議案につきまして御説明いたします。

まず、北九州市教育委員会教育長の任命については、教育長が本年3月31日に任期満了となることに伴い、議案に記載の者を任命するためのものであります。

次に、人権擁護委員候補者の推薦については、委員のうち3名が本年6月30日に任期満了となることに伴い、その後任候補者として、議案に記載の者を法務大臣に推薦するためのものであります。

最後に、北九州市固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員のうち3名が本年3月31日に任期満了となることに伴い、議案に記載の者を選任するためのものであります。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議をいただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中村義雄君）次に、教育長候補者の所信表明があります。

○教育長候補者（太田清治君）それでは、所信表明をさせていただきます。

私は、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、教育現場へ大きな影響を与えた時期に北九州市教育委員会教育次長として本市の教育行政に携わらせていただきました。学校の一斉休校、各種行事の中止等の対応を通じ、学校が子供たちの居場所としてだけでなく、まさに町にとって、市民にとってかけがえのない場所であると痛感し、子供たちが生き生きと学校に通える環境を整えることが教育行政として何よりも重要だということを再認識させられました。

北九州市においては、昨年4月に、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実の実現を掲げる教育大綱が策定されました。現在、教育委員会ではこの教育大綱の実行計画となるこどもまんなか教育プランによる取組を進めております。さらに、この4月1日には北九州市子ども基本条例が施行されます。このような時期に私が教育行政を束ねる教育長に教職出身者として初めて推挙されましたことは、改めてその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、我が国は今、情報化、グローバル化が急速に進展する一方で、人口減少や少子・高齢化が進み、変化が目まぐるしく、未来の予測が困難で正解の見えない時代を迎えております。北九州市においても、特別支援教育や通常の学級における特別な支援を要する児童生徒の個性や、外国人児童生徒やLGBTQなど多様性への対応、不登校やいじめ、暴力行為、さらには教員の成り手不足、施設の老朽化対策など多くの課題がございます。

このような中、生きる力である確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることを土台に、誰一人取り残さない学びやICT、情報・教育データを利活用

した先端的な学びを推進し、知識や技能、思考力、判断力、表現力、さらには生涯にわたって学びに向かう力、コミュニケーション力、人間性といった資質、能力を育成し、子供が笑顔で学び続けることができる学校をつくっていかねばなりません。

結びになりますが、サステナブルな取組を進め、北九州市の未来を担う子供が、変化が目まぐるしく未来の予測が困難で正解の見えない時代においても、ふるさと北九州市を愛し、健やかに、しなやかに生き抜く力を身につけるとともに、学校現場を支える全ての方々が笑顔で楽しくやりがいを持って仕事に取り組むことができるよう、全力を尽くしてまいり所存でございます。以上です。

(教育長候補者退場)

○議長(中村義雄君) ただいまから質疑に入ります。54番 井上議員。

○54番(井上純子君) 何度も失礼いたします。それでは、議案第72号、北九州市教育委員会教育長の任命について質疑いたします。

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として、地方自治法等の規定に基づき設置される、首長から独立した行政委員会であります。教育委員会制度は、以前は教育委員会の中に主宰者である委員長と事務の統括者である教育長が存在し、どちらが責任者か分かりにくいという課題があったため、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、両者を一本化した新教育長を置き、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として、会議の主宰者、具体的な事務の執行の責任者、事務局の指揮監督を担うこととされ、教育行政の責任者が教育長であることが明確になりました。また、教育長についても、教育委員会が委員の中から選ぶ制度から、首長が議会の同意を得て直接任命することになり、首長の任命責任が明確化されています。

一方で、市長には予算調製権のほか、教育に関する大綱の策定や、市長と教育委員会が教育施策について協議、調整する会議体である総合教育会議を招集するなどの権限を有しています。この教育行政を取り巻く変遷を見て分かりますとおり、現在の教育行政は、総合教育会議において、市長と教育委員会が教育を含めた市を取り巻く様々な課題の協議、調整を行うことで効率的に取り組まれています。これまで本市の教育長は行政職出身の方が務めてきましたが、これは、市政を進めていく上で市長と教育委員会が協議、調整をするための要素が強かったためと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目に、教育長に太田清治氏を選んだ理由について見解を伺います。

2点目に、今回太田氏が教育長に任命されれば、本市初の教員出身者の教育長となると伺っています。そこで、市政初の教員出身者である教育長にどのようなことを期待しているのか、見解を伺います。

以上、第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）お答えさせていただきます。

教育長に太田清治氏を選んだ理由についての見解、そして、市政初の教員出身者である教育長にどのようなことを期待するのかというお尋ねがございました。

ただいま御質問いただきました教育長の人選理由につきまして考えを申し上げます。

北九州市では、これまで行政職の出身者が教育長として、行政経験を生かし教育課題の解決に着実に対応してまいりました。一方、子供たちを取り巻く環境はますます複雑化、多様化してきている状況でございます。所信表明でも触れられましたが、児童生徒の多様性への対応、不登校やいじめ、さらには教員不足、施設の老朽化など様々な課題に対し喫緊の対応を迫られております。

こうした中、子供たち一人一人の学びと成長に寄り添うために、学校という現場、教職員の皆様の現場感を、より一層お持ちの教職出身者を北九州市で初めて提案させていただきました。

今回の教育長候補者である太田清治氏につきましては、1つ目に、市立学校の教員や管理職として21年の長きにわたり学校現場の第一線で活躍されてきた御経験をお持ちであること、2点目に、行政の教育次長として強いリーダーシップを発揮し、新型コロナウイルス感染症のまん延時には、子供たちの学びを止めないことなどにも尽力をされてきたこと、3つ目に、さらに教育次長退任後は大学教授として、社会科教育、生徒指導の専門性を深められ、教育理論と実践を融合させる手腕をお持ちであることなどから、豊富な学校現場の実務経験、教育委員会事務局で培った行政手腕、大学で教べんを執ってこられた学術的な知見を有しておられます。

このような現場、行政、学術界、全てを経験された方は希有であり、これからの北九州市らしい未来の形、教育の形をつくっていただくために適任の方だと考えております。加えて、この町の教育の歴史をよく理解された上で、強い情熱を持って前に進めるという志を持たれていることについても共感をしているところであります。

今後も私と教育長が車の両輪となって、これからの教育を取り巻く様々な課題に正面から取り組むことで、北九州市の子供たちに輝く大きな未来を提供していきたいと考えております。以上となります。

○議長（中村義雄君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）御丁寧に御答弁ありがとうございます。新しい教育長候補に求められることを御答弁いただきました。ふさわしい多様な経験をお持ちの方で、現場を知っているからこそ今後多様な課題にも対応できる教育長であるということを理解して、期待しているところではあるんですが、少し踏み込んだ第2質問をさせていただきたいと思っております。

本市教育行政に関する目標や基本方針を定める教育大綱は、総合教育会議における教育委員

会との協議、調整を経て市長が定めたものであります。この中で、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図っていくために、全ての子供にとって居心地のよい学校をつくりますなど、5つの柱に基づいた教育を推進するとされています。そこで、この教育大綱に定める理念の実現に向けまして、新教育長に期待すること、これまでの経験も踏まえながら、太田氏のこういった強みも生かしながら、この教育大綱の実現に向けて具体的に何か強みが生かせるようなものがあればお答えください。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）教育大綱との関係におきまして、教育大綱に定める理念の実現に向けて期待をすることというお尋ねがございました。

昨年4月に策定をいたしました教育大綱に基づきまして、子供たちが思いやりと協調性をかん養しながら、豊かな人間性と高い志を備えた自己を確立し、未知の状況にも対応できる力と故郷を愛する心を育み、社会課題を自分事と捉え、多様な価値を創造する人間力を身につける、こうした理念に基づく教育を進めていく必要があると考えております。

今、学校教育は大きな転換期を迎えております。私たちが経験してきた画一的ないわゆる一斉授業から、子供たちが自立的に創造する学び、文理横断で探究的な学びへと発展させていく必要がございます。

加えまして、多様性の尊重に対する社会的な要請が高まる中で、不登校、いじめ、特別な支援を要する子供、外国人の子供であっても誰一人取り残されることなく、個別最適で協働的な学びの機会が確保された、全ての子供にとって居心地のよい学校づくりをすることは、教育現場に携わる者の使命と考えております。

さらに、こうした教育現場を担う教職員を支えるため、働き方改革の加速化、教職員の処遇改善と育成、自律的な学校運営を進めることで、教職員のウェルビーイングも高めていく必要がございます。新教育長には、学校現場と教育委員会が一体となって、これからの教育を取り巻く様々な課題に正面から取り組み、教育大綱の理念の実現に向けて強力なリーダーシップを発揮していただくことを期待したいと考えております。

その際、太田氏のお持ちである様々な幅広い経験、この複眼的ないろんな視点や思考、また、取組の方策、こういったものも存分に発揮していただいて、これからの教育大綱に基づく教育の体制確立に御尽力をいただければと期待している次第でございます。

○議長（中村義雄君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）御答弁ありがとうございます。やはり今課題が多様化する中で、特に災害も毎年頻発しておりまして、今日学校があるのかと不安になるような日が年に何回も、お母さんたちにはあるわけなんですけれども、北九州市、この数年ですね、やはり今までは学校、校長に判断を任せる、校長の裁量を大切にしてきた経緯もあると思います。そういったときに、教育委員会が決めるのか、学校長が決めるのか判断のばらつきがあり、それが実際に問

題として起きていたのが、災害時の学校の休校判断であったと考えています。

これらについて、今教育委員会として休校判断をする、全体として一括判断できるような仕組みを今教育委員会で進めてもらいまして、これについて昨年の台風のときも、例えば福岡市は学校に行かせてしまって、戻らさなければいけなかったとか、暴風域に入ってしまったとか、保護者がすごく困惑する、そして、子供の安全のリスクもあったということで、これ実際に話題、ニュースにもなって、そのときに北九州市の取組を見習いたいとまで福岡市の高島市長から言われるほど、北九州市の今教育委員会のトップ判断というのは進んでいるなど評価しております。

ですから、次の教育長にも学校現場の経験があるからこそ、校長が今何を課題とっていて、目線が分かるからこそ、このリーダーシップが、より強く図られるものだと期待し、そして、今武内市長が期待されることの共感も、最初の所信表明にも変化が目まぐるしい今の社会で、健やか、しなやかに子供を育てると、そして、教職員のやりがいづくりもしていきたいというようなお話もありましたので、今後の教育行政に期待し、質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

議案3件については、一括採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第51 議案第73号を議題といたします。

（鷹木議員、大久保議員退場）

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）ただいま上程されました議案につきまして御説明いたします。

北九州市監査委員の選任については、委員のうち本年2月9日に任期満了となった市議会議員から選任する委員2名及び識見を有する者のうちから選任する委員のうち本年3月31日に任期満了となる1名の後任として、議案に記載の者を選任するためのものです。

以上、上程された議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議をいただき

まして、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中村義雄君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）村上さとこです。議案第73号、監査委員選任に対し反対の立場から討論をいたします。

現在、監査委員4人のうち、議員のうちから選任する監査委員の数は2人とすると監査委員条例第2条により定められています。議員委員の報酬は月額9万4,000円で任期は4年です。

委員の職務は、定例監査、行政監査、決算審査などの経常的監査、住民の請求による監査などです。具体的には、法令に従い事業事務が執行されているかの確認、市民の福祉増進のため、最少の経費で最大の効果を上げているかの確認、組織や運営の規模が適正かの確認、公正で合理的かつ効率的な行政を確保することができるかの確認、最少経費で組織運営の合理化に努めているかの確認など、非常に重要な責任を伴うものです。そのため、委員には人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者として高い専門性が求められております。しかし、実際のところ、現在は大会派のポストとして任命されているのが現状です。

自治体経営においては充て職ではなく、財務や経営管理の専門監査委員を増やすことが時代に即していると考えます。昨年、私自身が監査委員会に対し監査を求める請願を提出した際、その思いをより強くいたしました。同じ政令市である仙台市、神戸市は、議員からの選任を1名としています。本市も監査委員条例を改正すれば、議員からの選任を1名にすることも、また、ゼロにすることも可能であります。よって、この際、監査委員条例第2条の改正を行い、議員の充て職ではなく、時代に即した、より専門性のある監査委員を選任することを求めて、私の反対討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。本件については、原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案に同意することに決定いたしました。

（鷹木議員、大久保議員入場）

次に、日程第52 議員提出議案第3号及び日程第53 議員提出議案第4号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、15番 西田議員。

○15番（西田一君）ただいま議題となりました議員提出議案第3号及び第4号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第3号、北九州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、北九州市議会の個人情報の保護に関する条例において引用する同法の項ずれを改めるものです。

次に、第4号、北九州市議会委員会条例の一部改正については、北九州市事務分掌条例の一部改正に伴い、北九州市議会委員会条例に定める総務財政委員会の所管に関する規定を改めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案2件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

議員提出議案2件については、一括採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第54 議員提出議案第5号から、日程第64 議員提出議案第15号までの11件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第5号から第11号までの7件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、15番 西田議員。

○15番（西田一君）ただいま議題となりました議員提出議案第5号から11号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第5号、性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書について申し上げます。

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラムなどが実施されていますが、出所後も地域社会において継続することが重要です。性犯罪をした者の矯正施設等の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受けて、都道府県等が把握する仕組みはありま

せん。一部の府県では、18歳未満の子供に対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届けられた情報を基にカウンセリングなどの再犯防止、社会復帰支援を行っています。国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠です。よって、国会及び政府に対し、性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラムなどを受ける意義について啓発を図ることなどを要請するものです。

次に、第6号、若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書について申し上げます。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し、代表取締役就任することが可能となり、また、裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満25歳以上となっています。一方で、OECD加盟国では、選挙権年齢と被選挙権年齢を満18歳以上としている国は過半数を超えています。様々な権利が得られると同時に、相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、若者の政治参画を促進することが必要です。よって、国会及び政府に対し、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援の在り方等について、抜本的な改革を行うことを要請するものです。

次に、第7号、我が国の主食である米の価格と供給の安定を求める意見書について申し上げます。

米不足による急激な米価高騰の背景は、生産量の減少や、インバウンドなどによる需要の増加、転売業者や個人等による買占めによって、需要と供給のバランスが崩れたことによるものとされています。我が国の主食である米が不作や突発的な需要増、ましてや投機目的による米不足で価格が高騰するという極めて危険な状況になっていることは非常に憂慮すべき事態であり、このような状況で国民が困窮することなど決してあってはなりません。よって、国会及び政府に対し、我が国の主食である米の十分な生産体制を構築することで、価格と供給の安定を図ることを要請するものです。

次に、第8号、訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直しなどを求める意見書について申し上げます。

介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって生活が安定し、離職が防止されることに配慮がなされなければなりません。しかし、政府は、令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬を引き下げ、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなるサービス利用者や、介護離職が増加するおそれがあります。東京商工リサーチの調査によると、令和6年の訪問介護事業者の倒産は過去最多となり、特に小規

模事業者の倒産が相次いでおり、また、厚生労働省の令和5年度介護事業経営実態調査では、訪問介護事業所の36.7%が赤字経営であることも分かっています。よって、国会及び政府に対し、訪問介護の基本報酬引下げの見直しを含めた介護報酬の改定を行うことなどを要請するものです。

次に、第9号、子どもが虐待を受けた際、迅速に一時保護を受けることができる体制整備を早急に求める意見書について申し上げます。

親から虐待を受けた子供が、児童相談所で保護されることなく、命を落とすような悲劇がなくなりません。本年6月から開始される児童虐待の疑いのある子供がいた場合の一時保護開始の判断に関する司法審査の制度は、児童相談所の事務手続に係る負担が非常に大きいとの声があります。司法審査に対応するために必要な体制整備等を行う必要性があり、子供の命を適切に救うためには、国主導の制度構築を進める取組が急務です。よって、国会及び政府に対し、子供が虐待を受けた際、迅速に一時保護を受けることができる体制整備を早急に進めるよう要請するものです。

次に、第10号、水俣病被害者の支援及び救済を求める意見書について申し上げます。

環境省は、昨年5月、主催した水俣病の患者や被害者の団体と、環境大臣との懇談会の場で、長年水俣病で苦しんでこられ、全面解決を求めておられる方々の声を十分に聞くことなく、一方的にマイクの音を切り、発言の制止を行いました。水俣病問題への対応として、あまりにも不誠実であり、苦しみを抱える方々の心を深く傷つけたことは疑いようもなく、全くもって看過できません。発言途中にマイクを切った問題を受けて開催された再懇談で、環境大臣は、2年以内に健康調査を実施すると発言し、昨年12月に健康調査に関する検討会を開始しました。しかし、検討会の委員には、健康調査の実施を求める被害者団体は含まれておらず、被害者団体が希望する健康調査と、政府が想定する健康調査のかい離が懸念されます。よって、国会及び政府に対し、水俣病被害者に寄り添い、対話を重ね、半世紀以上にわたって困難な状況にある水俣病被害者の支援及び救済を実施することを要請します。

次に、第11号、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の現在地での存続と機能強化を求める意見書について申し上げます。

独立行政法人国立女性教育会館、通称NWE Cは、1977年に設立された我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターであり、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会形成の促進に資することを目的とする機関です。NWE Cについては、2023年4月に取りまとめられた報告書で、男女共同参画に関する政策立案機能の強化等が示され、また、研修棟や宿泊棟の在り方について、今後検討が必要とされました。しかし、研修棟や宿泊棟の存続を求める多くの声が出る中、昨年7月に現行施設の本館以外を閉鎖する方針が出されました。今、社会全体でジェンダーギャップの解消に取り組むことが喫緊の課題であり、女性版骨太の方針2024に示す女性活躍、男女共同参画推進を行うことが必要です。よって、国会及び政府に対

し、人材の育成の持続的な取組のためにも、充実した人事交流を含む研修を実施できるよう、施設については全国から市民や女性が集える研修棟及び宿泊棟を維持更新し、機能を強化して存続させることなどを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、議員提出議案第12号から15号までの4件について、提案理由の説明を求めます。46番 大石議員。

○46番（大石正信君）ただいま議題となりました議員提出議案第12号から15号までの4件について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第12号、企業・団体献金を全面的に禁止する政治資金規正法改正を求める意見書についてです。

政治資金規正法に基づく政治資金パーティーに関し、収入の一部、また、派閥から所属議員へキックバックされた政治資金について、派閥側または議員側の政治資金収支報告書に不記載があったことが明らかになりました。政治資金規正法の改正案が第217回国会へ提出され、その提案理由が透明性の向上のためとなってはいますが、具体性がなく曖昧なままです。今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、不記載行為の原因である政治資金パーティー券の購入を含めた企業・団体献金を禁止する法改正が必要です。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、政治資金パーティー収入をめぐる不記載事件の真相解明とともに、再発防止のために必要な措置として、企業・団体献金を全面的に禁止する政治資金規正法の改正を行うよう強く要請するものです。

次に、議案第13号、緊急の予算措置により学費値上げの撤回を求める意見書についてです。

日本の大学の学費は国際的に見て異常に高いにもかかわらず、2019年度から2024年度にかけて国立大学の相次ぐ値上げに続き、来年度は東京大学が年11万円余りの値上げを検討、年間約64万円余りにすると発表し、大きな問題となっています。学費値上げの背景には、国立大学法人への運営交付金の削減や、私立大学への補助金の貧弱さがあります。政府は2012年に、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の高等教育の無償化の規定に関わる留保を撤回していることを踏まえ、大学をはじめとする高等教育の学費無償化に進むべきです。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、緊急の予算措置を行い、学費値上げをさせず、将来的な学費ゼロの社会に向けて踏み出すことを強く要請するものです。

次に、第14号、食料自給率の向上等により日本の食と農業を守ることを求める意見書についてです。

我が国では、この10年で基幹的農業従事者が3割も減少し、令和4年度の食料自給率はカロリーベースで38%と、主要7か国の中で最も低い水準です。また、昨年8月には、主食である米が店頭から消え、流通業者や消費者に深刻な混乱と不安が広がりました。将来にわたって米

の安定供給を確保するためには、価格保障や所得補償などで農家が安心して米作りに励むことができる条件を、国の責任において整えることが不可欠です。よって、本市議会は、政府に対し、1、飼料、肥料、資材、燃料等の価格高騰を抑制するなどの緊急対策を実施すること、2、食料自給率の目標を定め、その向上を追求すること、3、価格保障、所得補償の充実をはじめ、農業、酪農、畜産、漁業への支援を抜本的に強化することを強く要請するものです。

最後に、第15号、高額療養費制度の自己負担限度額上限引上げの撤回を求める意見書についてです。

高額療養費制度の自己負担限度額引上げが2025年度政府予算案に盛り込まれ、国会での審議が行われています。今回の自己負担限度額引上げは全ての年代、全ての所得階層が対象となっており、文字どおり高額療養費制度を利用する約1,250万人全員に大打撃となります。外来特例を除く高額療養費の受給者は年間で約795万人であり、国民のうち15人に1人が負担増となります。また、そのうち、年間4回以上受給している人は約155万人で、国民のうち80人に1人が負担増となります。そもそも重篤な疾患で治療を継続している患者にさらなる負担を強いて、財源を捻出するという手法そのものが社会保障の概念とは相入れないものであり、公的医療保険の仕組みを根幹から突き崩すものと言わざるを得ません。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、誰もが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障するため、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを撤回するよう強く要請します。

以上、よろしく御審議のほど、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまから質疑に入ります。54番 井上議員。

○54番（井上純子君）何度も失礼します。それでは、議員提出議案第11号、独立行政法人国立女性教育会館の現在地での存続と機能強化を求める意見書について質疑いたします。

今回議題となる国立女性教育会館、通称NWE Cは昭和52年に国立婦人教育会館として建設され、男女が対等な社会の環境整備に向けた女性教育に関する専門的な調査及び研究施設であります。私が今当たり前に政治参画することも、我が子が当たり前に男女平等の教育環境を用意されていることも、これまでの先人の方々の取組があつてこそと感謝しております。だからこそ、本意見書の要望事項にあります各地にある男女共同参画センターを支えるナショナルセンターとしての強化や活用方法の強化、社会課題となる困難な問題を抱える女性支援など女性課題の解決に向けた支援の強化には大いに賛成するものです。

今回気になる点は、現在のNWE Cの施設維持の在り方についてであります。これまで国は平成23年から当施設の効果的な運営や事業内容の検証など有り方検討会で議論を重ね、令和5年11月に国から所在自治体などに建設施設の県の土地を返却することや現行施設の譲渡または撤去、事務所機能の移転の意向を説明されたと聞きます。

しかし、その後の12月に設置市町村から町の誇りだと施設存続の要望を受け、令和6年7月

にナショナルセンターとしての強化とともに、一部施設、本館は存続させるも、宿泊棟や研修棟、テニスコートなどを廃止すると方針が発表されています。近年の利用実態としても、維持費だけで年間5億円以上かけ、利用率は約5割と聞きます。まさに、この見直し方針は本市でも進める次世代負担の軽減政策である公共施設マネジメント実行計画と同じ考えであり、国民、市民から預かる税金で行う事業の効率化を図ること、少子・高齢化、社会保障の在り方など多くの課題がある国としては、至極全うである見直しと考えます。

そこで、伺います。

国方針の研修棟及び宿泊棟の廃止に反して、なぜ施設の所在地でもない北九州市が、市民、国民の税金を投入する施設の維持を求める理由とは何か、教えてください。

以上、第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）今、井上議員から御質問のあったことにお答えさせていただきます。

まず、この国立女性教育会館NWE C、このNWE Cの研修棟、宿泊棟の維持、存続の意義を今までの実績からちょっとお伝えしたいと思います。

まず、井上議員もおっしゃられておりましたが、このNWE C、女性教育の振興を目的に、研修、交流、情報、調査研究などの機能を持つ国内唯一の施設です。定数300人の宿泊棟、1,500人が利用できる研修棟があり、国際会議対応の大会議室、貴重な女性アーカイブセンターや図書資料が約15万冊の女性教育情報センターなども擁する価値のある施設です。これが今の現在のところにあります。これまでNWE Cの利用者の累計は497万人で、女性だけでなく男性、子供、障害のある人、また、外国にルーツのある人など誰でも利用できるバリアフリーの施設となっています。

近年の利用者数は年間12万人から15万人で推移しています。その約半数が宿泊者です。宿泊棟は1泊5,770円から利用でき、今まで宿泊、対面ならではの生き生きとした意見交換や情報交換、交流ができてきました。この情報交流によって女性をエンパワーメントし、連帯感を生み、全国各地で活動する女性たちやネットワークを育ててきました。これは宿泊機能を持った施設であるからこそその成果です。多様な人が安心して学習、宿泊できる貴重な施設としてNWE Cは今の日本では必要なものです。そこが研修棟と宿泊棟を倒してしまって、オンライン講座や地方の男女共同参画センターへの講師派遣、アーカイブなどのアウトリーチでその代わりになるとは思えません。

今お尋ねでした、なぜ北九州からかということですので。私もこの施設に行きました。今議員の方の中にもこの施設で研修を受け、そして宿泊し、その研修のよさ、また、どれだけ自分に身につけてきたかというのを感じていらっしゃる皆さんがいらっしゃると思います。私がここで研修を受けたときというのは、教員時代ですから、他の自治体の教員、また、他の自治体の行政マン、それから、民間の企業の方、もちろんいろいろな議員の方、そういう方たちと一

緒に1つの研修を受ける、そこは対面での研修ではあるけど、その後1つの場におけるといことで、1つの議題、1つのことをまた話し合う機会ができる、それがこの宿泊という施設が1つあったといことで、その中でやはり教員は教員として狭い世界の中であったのが、民間の方の意見を聞く、また、他都市の教育行政について聞かせていただくといことで、それを持ち帰って、私はやはり北九州の中で男女共同参画といことに貢献できたとい自負しているものがあります。やはりそういうふうになつ集えるといか、学べる場所といのは、私が研修を受けたときの感覚として絶対に必要なものだと思ひます。それと同様なことを考えられた方々から、また、団体や自治体から存続の要望書、意見書が出ていと思ひておひます。以上です。

○議長（中村義雄君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）御答弁ありがとうございます。北九州市議会として発出するわけですから、北九州市政の男女共同参画事業として必要性があるか、ここが重要なポイントになつてくると思ひうんですね。担当部署に今NWE Cと北九州市政における男女共同参画事業がどのような関わりがあるかヒアリングしたところ、過去に研修講師として職員の方を招へいしたことはあると聞いておひますが、日々のやはり情報連絡だつたり情報共有にとどまるといことで、基本的に市の事業として職員を派遣したり、現地に行かせるといことは過去になつたといおひます。ですから、現在の取組としてはNWE Cの場所が必要か、研修棟、宿泊棟が必要かといと、そこは私としては必要性は高いとは思ひませんでした。

また、先ほどから答弁いただく中で、私も実績としては否定しませなし、評価するものにはあります。そして、リアルな交流といのは必要だと私も考えておひます。実際に女性同士が会うこと、日々女子会とか、お母さん同士で集まるとか、何か実際に女性同士で会うことは私は大事だと思ひておひます。ただ、こういった公益性のある事業において、今後の必要性がどれだけあるかといところなんですけれど、周辺に代わりの施設はない、女性が、この場所じゃないといけないのかも含め、実際に社会教育施設ではあるんですけど、誰でも使えるといことなんですけれども、市の職員を派遣することもなく、今事業として大きく影響がない中で、どうしてもこの場所で、この施設でないといけないとい理由は何か強くありますでしょうか。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）ここ、今NWE Cがある場所ですね。非常に周りからの交通の便よくないんです。だから、宿泊施設は必要であると私は感じます。それが1点と、北九州の男女共同参画センターとの交流とい部分ですね。過去はあつてきたとい私は記憶しておひます。

また、このNWE Cの機能を今後強化していくといこと、ワーキンググループからの報告でも出ています。そこでまた北九州との、男女共同参画センターとのつながりといのは強くなつていくと思ひます。それが1つと、今井上議員が言われた部分のやはり男女共同参画といそのことを進めるに当たっては、人材の育成といことが非常に重要だと思ひます。北九州

でも福岡でも学べるかもしれない、しかしこのNWE Cというところは歴史を持っていて、そして、図書館ですね、非常にたくさんの図書があるし、また、アーカイブのものもたくさん見ようと思えば、研修が終わった後に、宿泊した後に見ることができる、非常に質の高い時間を過ごすことができるということを我が身で経験したことがあったので、なおさら強く残していくべきだと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）残された時間僅かなんですけど、1点もう一つ別の、意見書の文中にあります表現について1点伺いたいと思います。

この必要性、男女共同参画事業の必要性の中を語る中で、意見書の文中に、ジェンダー・ギャップ指数、世界経済フォーラムが出すジェンダー・ギャップ指数について上げていまして、これを日本が恥ずべき結果と表現する、この理由はこういったものでしょうか。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）やはり男女共同参画基本法ができてから長い年月もたちます。そういう中でやはり女性議員の、これ一番引っ張っているのは、政治的な分野への参画です。その非常に低さというところ、そういう部分のところ、男女平等であるという社会ができたようにはあるんですけど、女性差別ということ、直接的なものは見えなくなっているかもしれないですけど、間接的な差別、よく私たちが使うガラスの天井というものは女性にはまだ残っていると思います。そういうものがやはりジェンダー・ギャップ指数に現れてきている、これは女性が頑張るということも1つです。やはり男性もともに変えていかなければいけないということで、ここにはあえてそういう強い書き方をしております。

○議長（中村義雄君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ジェンダー・ギャップ指数、低いのは、まさに政治参画の分野がランキングとしては低い評価、おっしゃるとおりでして、ただ、私自身が女性差別を受けたという認識、女性自身として差別を受けているという認識は、実際にこの場に立たせてもらっている女性の一人として、今強く問題意識を同じようには持っていないところです。

また、こういった世界146か国の福祉の指標でランキングしたもので日本が低い評価というもの、特に国際競争に大きく影響する、経済の分野などの数値であれば、危機感を持つ必要は高いと思うんですけども、ジェンダー・ギャップ指数は各国の歴史の文化や成り立ちに違いがありますので、それがあって今に至っているわけですね。文化、歴史に違いがありますから。ですから、一部切り立った指標を見て単純比較で優劣をつける、それを恥ずかしいと思うかというのは、個人的には賛同できないと感じました。以上、質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案11件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。54番 井上議員。

○54番(井上純子君) 何度も失礼します。それでは、議員提出議案第11号、12号について一括して討論いたします。

まずは11号、独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)の現在地での存続と機能強化を求める意見書について、質疑の結果、この意見書に反対する考えです。

これまでの男女共同参画事業に評価し、今後の必要性についても理解いたします。しかし、反対する理由は次の2点です。

まず1点目に、要望事項の施設の維持更新を求める点です。年間5億円を超える税金投入で宿泊棟や研修棟を維持することが、男女共同参画事業の今後の発展、普及に対しての絶対的な必然性があると断言が難しく、現在国に対する増税反対の世論を酌み取れば、少しでも公共事業の費用対効果を上げる国の方針に評価し、施設の維持を求める意見書に反対いたします。

次に2点目、世界経済フォーラムが発出するジェンダー・ギャップ指数について、日本の評価を恥ずべき結果と評価することには反対いたします。

以上、北九州市議会として発出する本意見書には反対という考えです。

次に、議員提出議案第12号、企業・団体献金を全面的に禁止する政治資金規正法改正を求める意見書について賛成いたします。

言うまでもなく、世論における政治不信の高まりの理由の一つに政治と金の問題にあると考えます。そのため、国会においては、政治資金収支報告への申告漏れ、未記載にとどまらず、仕組みとしての予防策の議論が進み、企業・団体献金の是非を含め公開の在り方を問う状況にあります。今まさに各政党から政治資金規正法の様々な改正案が提出されているところです。

まずは、政治資金規正法の趣旨に触れます。法の目的は、政治家の政治活動を国民が不断の監視、批判の下、公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することとされています。また、同法21条におきまして、何人も公職の候補者等の政治活動に関して金銭等による寄附は禁止と定めているにもかかわらず、政党の支部など資金管理団体には企業・団体献金を認めており、政治家個人の献金が流れる仕組み、抜け道となっています。つまり、法の目的と実態は異なります。

この実態として起こる政治家への企業献金は、北九州市議会であれば令和4年は4,000万円以上、令和5年は5,000万円以上の金額が主に地元企業から渡されています。この情報収集も県の選挙管理委員会が公表する情報を私個人が調査して時間をかけてデータベース化して、やっと確認できるほど、法が求める公開の機能は非常に弱いことも課題にあります。

そして、この地方議員への企業献金ルートを合法とされていますが、官・民・業の癒着から起きる買収行為と本質的に大差がないのではないかと個人的に考えております。例えば、先日

福岡県内で起きた元県議の買収容疑について、関係事業は本市においても令和6年度まで約5,000万円規模で予算化され、終了したケアランポリン事業です。この事業については、県の予算化に伴い一部の事業者に公金が流れるよう公職の立場で予算要求し、その見返りに約2,800万円を受け取ったと報道にありました。これは買収容疑として捜査がされていますが、例えばこれを政党支部に献金として記載し、見返りを求める書面など証拠がなければ企業献金となります。有権者の視点で見れば、証拠の有無や金額の大小関係なく、公職の立場を利用した集金活動、ここに政治の不信感があると考えています。

よって、政治資金規正法の目的、民主主義の健全な発達のため、政・官・業の癒着リスクになり得る企業・団体献金の廃止を国へ求め、本意見書に賛成いたします。

以上、北九州市議会の皆様にご賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第5号から9号までの5件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第12号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第13号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第14号及び15号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

次に、日程第65 陳情の審査結果についてを議題といたします。

お諮りいたします。審査の経過及び結果についての委員長の報告は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。54番 井上議員。

○54番(井上純子君) これで最後です。陳情第13号、「市民センター条例・一部改正」の4月実施凍結を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

市民センター条例の一部改正、営利活動の制限の緩和につきましては、令和6年12月定例会に、市から多世代利用に向けた手段として提案されたものであります。現在、市民センターが施設の利用率の平均は約23%と低下し、さらに、その利用者の傾向としては、65歳以上の高齢者が7割以上を占め、子供利用を示す29歳以下がたったの0.5%と、高齢化率が約3割の町と考えると、利用世代の偏りが強く、公益性の観点からも必要な見直しであると考えています。

この議論におきまして、所管する総務財政委員会や本会議でも様々な議論が重ねられ、その結果、市議会でも賛成多数となり、現在市民センター管理要綱の一部改正及び事務処理マニュアルの整備が進められているところです。

主な利用方針としましては、悪質な商法や過度な営利活動を排除するための金額5,000円の上限設定や、利用承認には市が事前審査を行うこと、また、これまでの地域活動については、予約を1か月前ではなく2か月前と前倒しし、優先利用できる環境を確保しています。特に、利用頻度の高い多目的ホールは、営利活動であれば予約時期を2週間前からとし、厳しい利用制限を設けた形でスタートされることを予定しています。規制緩和と言いながら、これで本当に子供が利用できるのか、不安は残っています。

そのような状況において、今回の陳情に反対する理由は次のとおりであります。

1点目、条例一部改正の4月実施の凍結について、これはさきに申し上げた運用方針で詳細を定める調整が可能であるため、条例改正自体を凍結することには賛同できません。

2点目に、関係者や利用団体からの意見を聴取することを求めることについては、広く意見

を聴取するということには賛同できますが、そもそも今回の条例改正は利用者の減少や世代の偏りの解消であるにもかかわらず、関係者や利用団体からと意見を聞く対象を限定しているため賛同できません。

3点目に、管理要綱の見直しやマニュアル整備に当たっては、議会での熟議及び市民の意見や要望を丁寧に聴取することについて、こちらは今後運用開始となる新たな利用方針が多世代含めた利用頻度の向上に資するものか、効果をはかる必要があるため凍結には賛同できません。ついては、令和7年4月に予定どおりの条例見直し、運用開始を求め、本陳情には反対いたします。

以上、御賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

委員会報告書は不採択であります。陳情第13号については、採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、陳情第13号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第66 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願2件及び陳情15件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第67 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第68 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、13番 日野議員、26番 木畑議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これをもちまして令和7年2月北九州市議会定例会を閉会いたします。

午後0時18分閉会

令和7年度 予算特別委員会委員長報告

委員長 吉村 太志

令和7年度予算特別委員会に付託されました議案47件について、審査の経過を報告します。

まず、議案第1号、一般会計予算について報告します。

財政の基本問題として、委員から、

●地方創生については、本市の充実したインフラを活用した提案により、多くの交付金の獲得に努められたい。

●基本計画における成果指標の一つであるGDP4兆円の達成に向けては、子育て世帯の負担軽減による個人消費の増加についても研究されたい。

等の意見がありました。

次に、歳入について、委員から、

●個人消費の増加も期待できるため、市独自の減税制度についても検討されたい。

●観光大都市への進化に向けては、税収を観光に投資することで、さらに観光が活性化する好循環を生み出せるよう、宿泊税の増額についても検討されたい。

●特別交付税については、国に対し、その使途が有効であったことをしっかりと打ち出されたい。

●サステナビリティボンドの発行に当たっては、調達予定金額を下回ること、市のマイナスイメージとならないよう留意されたい。

等の意見がありました。

次に、歳出について報告します。

総務費について、委員から、

①市庁舎の建て替えに向けた基金の積立て

②八幡東区のまちづくり

③Z世代課パートナーズ制度

④空港路線誘致

⑤台湾との自治体外交

⑥海外からの北九州空港新航路誘致と企業誘致を睨んだ人的交流

⑦地域コミュニティの在り方

⑧市民センターの多目的利用

等について質疑があり、当局から、

①市庁舎の建て替えに向けた基金の積立てについては、庁舎の建て替えは、他施設との複合化の可能性や資金調達方法等を含め、総合的・多角的に検討する必要があり、基金設置については、財源確保の手法の一つであると認識している。また、PFI形式や民間施設と合築する方式による建て替え手法も考えられ、こうした論点を念頭に置きつつ、引き続き、本庁舎の長寿命化に取り組みな

ら、資金の調達方法などについて、他都市の動向等の情報収集に努め、研究を進めてまいりたい。

- ②八幡東区のまちづくりについては、新ビジョンにおいて、地域のポテンシャルや製鉄のまちとして培ってきたシビックプライド、主体的にまちづくりに取り組む地域コミュニティの力を活かしながら、国内外の人々が交流し、誰もが住みたくなるまちを目指していくものとしている。また、「レインボー広場・光のアート事業」については、さらなる賑わいの創出に向け、引き続き、地元のまちづくり協議会、商店街、飲食店などの関係者と協議を行いながら、八幡東区の魅力をさらに高めるための取組を続けてまいりたい。
- ③Z世代課パートナーズ制度については、あらゆる政策分野において、世代の垣根を越え、Z世代の意見を生かしていこうという認識が高まってきている。また、ウェブメディアにおける本市の魅力発信など、民間企業や団体との協働事例も出てきており、今後も、様々な官民の事業で、その力を発揮いただくよう調整している。引き続き、Z世代課パートナーズに協力いただきながら、若者の発想や感覚を生かした街づくりを進めてまいりたい。
- ④空港路線誘致については、北九州空港における国際旅客路線の誘致については、出入国者数や営業活動で得られたニーズ等を調査し、戦略を立てており、インバウンド需要が高い、韓国、中国、台湾の誘致に取り組んでいる。マレーシア、インドネシアの路線については、現在入国者数が少なく、具体的な誘致活動の段階に至っていないが、今後も状況を注視しながら、需要を取り逃がすことがないように、適切に対応してまいりたい。
- ⑤台湾との自治体外交については、「グローバル挑戦都市」の実現のためには、成長するアジアの活力を取り込むことが不可欠であり、特に台湾は、戦略的に連携を進めるべき重要な相手である。台湾の各都市にはそれぞれの特徴があり、新たな友好都市締結の候補都市の選定については、よりお互いの都市を理解し、戦略的に連携を進めていく必要がある。引き続き、台湾各都市と経済や文化、観光など様々な分野での相互交流を積み重ねることにより、機運を高め、更なる関係性の構築に努めてまいりたい。
- ⑥海外からの北九州空港新航路誘致と企業誘致を睨んだ人的交流については、海外の都市との交流においては、観光や文化、スポーツ、経済など様々な分野において、市職員のみならず、市民や企業等も含めた交流を積み重ね、機運を高めることで促進につながると考えている。特命形式の市職員の派遣に限定することなく、様々な交流の機会を活用し、これまでの姉妹友好都市との交流も大切にしながら、新たな都市間交流につながる関係性構築を積極的に進めてまいりたい。
- ⑦地域コミュニティの在り方については、本市が目指す地域コミュニティの未

来像や、その実現に向けた方向性等を含めた新たなビジョンを策定し、その再構築に向けて、全国的先陣を切ってチャレンジしたいと考えている。このコミュニティの範囲は、今後検討を深めていく必要があるが、様々な関係者を視野に入れて検討する。また、ビジョンについては、自治会やまちづくり協議会の活動を大切にしながらも、時代の変化に対応した、地域コミュニティ全体を総括する持続的な発展を目指すものとしてまいりたい。

- ⑧市民センターの多目的利用については、立地条件に合わせて、市民センターごとに使用料を設定することは、料金に格差を設けることで、地域活動の拠点として誰もが利用しやすい市民センターとしての公的な役割が損なわれる恐れがあること、136館の立地を考慮した新たな料金設定の区分と整理が必要となることなど、現段階では課題があるため、まずは円滑な施行に努めつつ、実施状況を勘案しながら、他都市の事例も参考に研究してまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 平和のまちミュージアムにおいては、戦後80周年の節目の年にふさわしい、被爆者を含めた取組や、若者が自主的に立案した企画を支援されたい。
- 少額随意契約の上限額引上げについては、政令改正後、できるだけ速やかに施行し、市内の中小企業の負担軽減を図られたい。
- 積算システムの改修に当たっては、市全体として積算ミスの削減につながるよう工夫されたい。
- 週休3日制の導入に当たっては、区役所では取得が困難といった課題を踏まえ、職員や市民へアンケートをとるなど対応されたい。
- 本市の公式インスタグラムについては、その特性を生かし、発信した投稿内容に対するアナリティクスにより、本市の魅力発信に活用されたい。
- 未利用市有地については、単に民間に売却するだけでなく、今後のまちづくりの観点も踏まえて有効活用されたい。
- 区長の地域での活動が市と市民を結ぶ力になるため、使いやすく自由度のある交際費の在り方を検討されたい。
- 人口問題については、将来の人口減少にしっかりと歯止めがかかるように、庁内横断的に議論を進め、政策を講じられたい。
- 本市の人口対策においては、社会動態の転入超過のみを取り上げることなく、自然動態の減少も直視し、しっかりと対策を行われたい。
- 本市のよりよい未来に向けて、これまでにとらわれない人口減少前提のまちづくりをZ世代や市外の方も含めて議論されたい。
- 人口増につながるよう、結婚に対するニーズを把握したうえで、今後の施策を検討されたい。
- 市の広報においては、市政テレビよりも YouTube に重きを置くことを検討さ

りたい。

- 口コミという最大の広報を活用し、Z世代ならではの広報に力を入れられたい。
- サステナブル経営認証制度においては、資金調達など、制度の活用による企業のメリットや効果について、追って確認されたい。
- 空港の新規路線誘致については、市長によるトップセールスを検討されたい。
- 空港アクセスにおける朽網駅への特急停車について、八幡西区在住の方を含めた利用客を増やすため、しっかりとPRされたい。
- 北九州～羽田線の運賃について、福岡～羽田線の運賃よりも安くなるよう努められたい。
- 空港受入れ体制強化事業のアンケートについて、多数意見だけではなく、少数意見も参考にして、職場環境の改善に取り組まれたい。
- 北九州空港の成田便について、成田空港からの乗り継ぎを考慮し、福岡空港より早い時間帯の早朝便を検討されたい。
- 北九州空港については、福岡空港や熊本空港に利用客が流れないように、他空港にはない路線を誘致し、差別化を図られたい。
- 北九州空港の利便性向上のため、北九州空港内で羽田空港からのバスのチケットが購入できる発券機の導入などを検討されたい。
- 北九州空港の新規路線誘致に当たっては、人脈を生かし、議会、行政、地域企業が連携して、しっかりと取り組まれたい。
- 官民連携ディレクターや顧問、参与については、積極的に市政に携わっていただくとともに、永続的な任期とならないよう見直されたい。
- スマらく窓口については、直接来庁する市民が多い時間帯はオンライン予約の枠を設けないなど、実証の状況を踏まえ検討されたい。
- AI等先端技術による業務改革の推進においては、AIに依存しすぎる危険性を踏まえ、状況を見ながら段階的に対応されたい。
- DX人材の育成においては、スキルのある人材が現場でサポートするなど、研修で学んだスキルを実践できるような方法を検討されたい。
- 庁内だけのDXではなく、外部と関連のある区役所業務の生産性向上に向けたDXについても留意して取り組まれたい。
- デジタル市役所の推進に当たっては、分かりやすい用語を使うことで、幅広い年代に理解いただけるよう努められたい。
- 海外プロモーションにおいては、注力する地域のみでなく、幅広くアンテナを張り、本市の国際力が高まるよう取り組まれたい。
- 海外プロモーション促進事業においては、今後、本市でラグビー代表の試合があるウェールズと交流を深めるとともに、首都であるカーディフとの連携に

ついて検討されたい。

- 台湾との交流に関し、北九州青年会議所と協議するなど、本当によかったと感じられるような深い国際交流を行われたい。
- 海外プロモーションにおいては、世界全域を見据えた積極的な国際交流を検討されたい。
- 建築専門の学芸員を多く配置されたい。
- 初代門司駅関連遺構の保存について、今後、市民や学識経験者との話合いの場を多く設けられたい。
- 文化財保護法に基づく文化財保護審議会設置のため、本市の文化財保護条例を改正されたい。
- 市民への説明責任を果たすためにも、外郭団体である北九州市芸術文化振興財団の経営状況や人員配置等の情報はしっかりと把握されたい。
- 小倉都心部だけでなく、公園や商店街など、身近な場所でのまちなかアート実施を検討されたい。
- 子供たちが本物に触れる機会を引き続き確保するため、優れた文化・芸術との“出会い”創造事業において魅力的な取組を実施されたい。
- 少しでも多くの小・中学生が北九州国際音楽祭を鑑賞できるよう、尽力されたい。
- 旧九州厚生年金会館が市民の強い要望により存続してきたことを重く受け止め、早期の改修及び再開に努められたい。
- エンターテインメントによるにぎわいづくり推進事業において、若者からの提案によるファッションショーなどの実施を検討されたい。
- 八幡西区への誘客のため、黒崎播磨陸上競技場 i n H O N J O や黒崎ひびしんホール等でのイベント開催を検討されたい。
- インクルーシブの本質を十分に踏まえて、いつでも誰でもスポーツ A c t i o n 事業にしっかりと取り組まされたい。
- 北九州マラソンにおいて、ランナーへのおもてなしの観点から、エイドステーションにおける給食の充実に努められたい。
- 大規模国際スポーツ大会実施の際は、レガシープログラムとの一体的な事業展開を図られたい。
- 地域振興の観点から、国際スポーツ大会実施の際に、本市を拠点とする実業団チームの活用を検討されたい。
- 北九州市民球場での福岡ソフトバンクホークスの公式戦開催の誘致にしっかりと取り組まされたい。
- 若松・八幡・戸畑の活性化のため、黒崎播磨陸上競技場 i n H O N J O でのギラヴァンツ北九州の公式戦実施を検討されたい。

- ギラヴァンツ北九州以外のプロスポーツチーム等の運営状況を把握し、さらなる予算的な支援を検討されたい。
- 指定管理者と連携し、天候等により庭球場のクレーコートが利用困難な場合の柔軟な対応に努められたい。
- 大規模災害に備え、予定避難所となる体育館への非常用電源設備を確保されたい。
- 市民の安全な運動環境確保のため、体育館や柔剣道場にエアコンを設置されたい。
- スポーツ施設における高校生の使用料金区分を検討されたい。
- 引き続き、オンライン・ミュージアム・ツアーにしっかりと取り組み、子供たちが美術や文化に触れる機会を提供されたい。
- 美術館パートナーズに賛同いただいた個人名・団体名の効果的な顕彰方法を検討されたい。
- いのちのたび博物館の来館者の満足度向上のため、恐竜を活用したPRに取り組まれたい。
- 当初予算の重点テーマである「女性が『自分らしく』輝けるまち」については、働く女性だけでなく、専業主婦に対しても、光を当てて取り組まれたい。
- 市民センターの多目的利用における広報については、市政だよりのQRコードを読み取れない世代にも配慮し、紙面を大きく使うなど、適切に広報されたい。
- 市民センターの多目的利用については、歳入への貢献といったメリットも示されたい。
- 市民センターの多目的利用においては、利用者が混乱しないよう、現場とのコミュニケーションを十分とられたい。
- 市民センターの多目的利用により、若い人たちが地域と関わりを持つことで、地域コミュニティ存続の一助となるよう進められたい。
- 多目的利用により利用が増えることを踏まえ、市民センターの自動販売機設置を進められたい。
- 市民センターの多目的利用においては、既存の利用者が使いにくくならないように、柔軟に対応されたい。
- 全世代参加型地域コミュニティの推進においては、部活動の地域移行や生涯学習等もコミュニティの範囲に含めて検討し、取りこぼしや重複のないよう留意して取り組まれたい。
- 犯罪の低年齢化を踏まえ、見守りの観点からも、都市公園など人が多く集まる場所への防犯カメラの設置を検討されたい。
- ナイトタイムエコノミーの推進に当たり、客引き行為適正化の対象範囲を広

げられたい。

- 有権者が候補者を判断する重要な広報手段である公営の選挙ポスター掲示板については、見やすい高さや位置になるよう改善されたい。
- 多くの民意が反映されるよう、投票率の向上に向けて、移動投票所や電子投票など様々な取組を検討されたい。
- 選挙広報においては、高校生目線でのショート動画の作成など、より市民に身近な投票促進に努められたい。

等の意見がありました。

次に、保健福祉費について、委員から、

- ①視覚障害者支援
- ②带状疱疹ワクチン接種の助成
- ③補聴器購入助成制度の創設
- ④本市における介護・医療従事者等について質疑があり、当局から

- ①視覚障害者支援については、歩行訓練士の養成費用を負担しており、今後も必要に応じて負担を行い、全国的に不足している歩行訓練士の確保に努めてまいりたい。

社会参加訓練のためのつどいの開催の集約については、改めて参加者の声を丁寧に聞き、開催場所を含めて事業の効果的な運用を検討したい。

- ②带状疱疹ワクチン接種の助成については、令和7年4月1日より定期接種を実施する方針が国から示され、各医療機関において4月から実施できるよう準備を行っていただいている。市民への周知としてホームページや市政だより、対象者全員への接種の案内を送付する予定である。

副反応による健康被害が生じた際、国の救済制度の対象とならず、市が関与する仕組みとなっていないことから、国の定めた接種対象者のみを公費助成の対象としているが、まずは定期接種を着実に実施してまいりたい。

- ③補聴器購入助成制度の創設については、難聴と認知機能に関する研究結果を早急に取りまとめ、認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設することを要望しており、市独自の助成制度の創設は考えていないが、耳鼻科や補聴器店等の連携による相談できる仕組みづくりについては研究していきたい。

- ④本市における介護・医療従事者については、「未来の介護大作戦」として介護職員の負担軽減や職場環境の改善に取り組んでいることに加え、県の設置する支援センターや日本看護協会で策定するガイドラインにおいて、看護職員など医療従事者の勤務環境の改善に取り組んでいる。今後も安心して働くことができる勤務環境の整備を促進し、よりよいサービスの提供につなげてま

いりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から

- 歩行訓練士の確保について、委託業者に任せるだけではなく、市の責任で確保されたい。
- 視覚障害者のつどいの集約について、参加者に寄り添い、開催の体制を再検討されたい。
- 带状疱疹ワクチン接種について、他都市の事例を研究のうえ、50歳からの接種について助成を検討されたい。
- 介護の相談窓口である地域包括支援センターにおいて、アウトリーチの対応が取れるよう体制を整えられたい。
- 補聴器購入助成制度を実現されたい。
- 本市で引き続き介護や看護に従事したいと思ってもらえるよう、本市独自の相談窓口の設置を検討されたい。
- 持続可能な介護サービス提供のため、介護テクノロジー開発においては、人に代わりうるかを念頭に進められたい。
- 先進的介護北九州モデル推進事業について、現場の業務改善につながるよう尽力されたい。
- パラスポーツ体験は、体験だけで終わるのではなく、インクルーシブの視点を踏まえ、学びや理解につながるようにされたい。
- 障害者の文化芸術活動等の SNS は市の運用方針で統廃合されたが、そこで生まれたコミュニティに対してサポートされたい。
- 車椅子バスケットボールの国際大会について、参加国をさらに増やす取組を行われたい。
- 在宅人工呼吸器使用患者災害時総合支援事業について、災害時でも安心して避難できるよう、患者の意見も聞いたうえで計画や指針を作成されたい。
- 総合療育センターのさらなる人員体制の強化及び医師の確保に努められたい。
- 総合療育センターの機能強化に向け、直営化するなど抜本的な改革をされたい。
- テクノケア北九州のリニューアルオープンにあたっては、福祉用具研究開発センターの事例を研究のうえ進められたい。
- 福岡市を参考のうえ、高齢者福祉乗車券を実現されたい。
- 介護サービス事業所の処遇改善を検討されたい。
- AIを活用した介護の事務軽減のための仕組みについて、事業者の経営サポートの観点から、積極的に周知されたい。
- 外国人介護人材育成支援事業について、介護人材不足の解消に向け、引き続き取組を進められたい。
- 加齢性難聴による補聴器の助成について、兵庫県で実施した補聴器の活用に

よる社会参加の調査を研究されたい。

- 終活支援について、ネットワーク連絡会議などを通じて不動産業者も含めた事業者と連携を図り、市民に分かりやすく進められたい。
 - 介護シェアリングについて、受刑者の社会復帰や学生のボランティアとしての活用を検討されたい。
 - 終活支援について、特に身寄りと資力のない方へ手厚い支援を行われたい。
 - 人権啓発の取組を広く市民に知ってもらえるよう、人権週間などでの広報をさらに推進されたい。
 - 産科連携体制について、安心して出産ができるよう引き続き取り組まれない。
 - 予防接種の予診票のDX化は、保護者及び医療機関の負担軽減のため、国の動向を待たずに導入されたい。
 - 子供へのインフルエンザ予防接種への支援について、国への要望や独自の支援を検討されたい。
 - 年末年始におけるインフルエンザの大流行により夜間・休日急患センターがひっ迫したことについて、対策を取られたい。
 - 今後の救急医療体制の議論について、危機感を持って取り組まれない。
 - 精神障害者が一人でも多くJR乗車割引が受けられるよう周知徹底されたい。
 - 健康危機に備えた市民のリテラシー向上事業について、昨今食中毒等が増加していることから、啓発にしっかりと取り組まれない。
 - 歯科検診の無料化について、将来の医療費負担を減らすために予算化されたい。
 - 小倉南区の中학생殺傷事件を受け、地域に異常行動などの問題がある人がいた場合、必要な支援につながる体制が構築されていることを周知されたい。
 - 生活保護に携わる職員は、研修等により人権尊重の意識を高められたい。
 - 生活保護世帯の子どもの進路選択及び高校生の就職支援事業について、進学や就職を実現するために、学校としっかり連携し、事業を進められたい。
 - 生活保護世帯の子どもが就職や進学をした際には、世帯の状況に応じて、柔軟に生活保護を実施し、貧困が連鎖しないよう取り組まれない。
 - 生活保護世帯の子どもの進路支援について、伴走支援の拡充を検討されたい。
- 等の意見がありました。

次に、子ども家庭費について、委員から、

- ①休日保育の充実
 - ②子ども食堂開設等支援事業補助金
 - ③中学校を不登校状態で卒業した若者の社会的自立に向けた支援
- 等について質疑があり、当局から、
- ①休日保育の充実については、各区役所で保護者の相談に応じ、休日保育を含め、様々な保育サービスを案内している。相談を受けるにあたっては、保護者の希

望を丁寧に伺い、保育所等との調整を図りながら、一人一人に寄り添った対応をすることが大切だと考えている。休日保育の利用実績はここ数年伸びていないため、現時点で実施施設を増やすことなどは考えていないが、今後の利用状況等を引き続き注視していきたい。

- ②子ども食堂開設等支援事業補助金については、教材費や学習ボランティアの交通費などに充てるものとして、他都市の例を参考に学習支援の補助を3万円としたところである。運営補助金の交付を3年間とすることについては、各団体がノウハウを蓄積し、運営を安定させる期間として概ね適切と考えている。
- ③中学校を不登校状態で卒業した若者の社会的自立に向けた支援については、これまでも卒業後の孤立化を防ぎ、自立と社会参加を後押しするため、「不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業」や子ども・若者応援センター「YELL」等による支援に取り組んできた。今後も若者のニーズや個別の状況を踏まえつつ、学校や教育委員会、各関係機関と連携し、寄り添った支援を続けたい。

等の答弁がありました。なお、委員から

- 子どもたちが様々な体験が出来るよう、イベントや子育て情報を発信する仕組みを構築されたい。
- 暑い日でも子どもが遊べるよう、こども施設における熱中症対策助成事業については効果を検証のうえ、成果が出ればしっかり予算化されたい。
- 子育てや仕事は性別問わず参画するものであるため、主要施策の「女性が『自分らしく』輝けるまち」に関する事業については、広い視野を持って取り組まれたい。
- 子どもの命を守るという観点から、体育館や柔剣道場などへのエアコン設置を他局へ強く要望されたい。
- こどもまんなかを推進する本市として、国の動向に合わせるだけでなく、市独自の子ども政策にかかる予算を確保するよう尽力されたい。
- 人事院勧告を踏まえた保育士の人件費の引き上げについては、保育士全員の給与が上がるよう、国に予算措置の要望をされたい。
- 保育士の負担軽減のため、仕事が休みの日は家庭での保育を行うよう周知されたい。
- 子ども基本条例について、PRの方法を研究・検討のうえ周知を徹底されたい。
- 小倉南区の中学生殺傷事件を受け、警察等と連携のうえ、子どもや青少年を守る体制をさらに強化されたい。
- 子育て世代の負担を減らすため、子ども医療費の負担額軽減や無償化に向け財政部局等への折衝に尽力されたい。
- シン・子育てファミリー・サポート事業について、回数や利用時間について誤

解のない周知の方法を検討されたい。

- 戸畑区内にこどもの館や子育てふれあい交流プラザ元気のもりのような、室内遊び場の設置を検討されたい。
- こどもの館などの平日と休日の利用者の平準化を図るため、平日の利用料金を安く設定されたい。
- 外国人の児童が通う放課後児童クラブに対しては、委託料を加算するなど、クラブの要望を聞いたうえで支援されたい。
- 放課後児童クラブの多額の余剰金について、包括外部監査の指摘に基づき、改善を進められたい。
- 放課後児童クラブ従事者の人材流出を防ぐため、クラブ間で賃金の差が大きくなるよう指導されたい。
- 支援を要する家庭と信頼関係を構築するにあたり、食糧支援も兼ね配食サービスの活用を検討されたい。
- 学校の敷地外にある放課後児童クラブに対し、防犯カメラ設置の補助を検討されたい。
- 放課後児童クラブの支援員に対し、市単独で処遇改善の補助をされたい。
- 子どもの権利擁護のための第三者機関について、他都市の事例を踏まえ、設置に向けて検討されたい。
- 親が朝早く出勤する子どもの安全を確保するため、学校を早く開けるよう教育委員会と協議されたい。
- 放課後児童クラブ従事者の確保のため、いわゆる 103 万円の壁に関する国の動向を注視のうえ、速やかに対応されたい。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業について、希望する人が利用できるよう、支援員の募集に関する情報提供を強化されたい。
- 休日保育が必要な方に情報が届くよう、周知や案内を徹底されたい。
- 保護者が週末に休めるよう、雇用している事業者等に対して働きかけを行われたい。
- 子ども食堂の運営者等の現場の声を聞いたうえで、支援内容については柔軟に対応されたい。
- 子ども食堂を、地域の様々な世代の交流の場とされたい。
- 子ども医療費の完全無料化を実現されたい。
- 育ちのはじまりサポート事業について、対象者を絞り込むのではなく、広く支援を必要とする母親に寄り添い対応されたい。
- 産後ケア事業について、利用したい内容や回数等の要望の把握に努められたい。
- イベントにおけるボランティアは北九州市の顔となるため、青少年ボランティアステーションにおいては活動時の指導監督に尽力されたい。
- 不安や困難を抱える若者が自立出来るよう、不登校状態の子どもに寄り添っ

た次への一步応援事業やY E L Lの相談事業などの支援を継続されたい。

- 地域の交流の場としてプレーパークへのさらなる支援をされたい。
- 子ども・若者応援センター「Y E L L」について、メールなどの活用により相談しやすい体制を取られたい。
- スペースL A B Oの入館者数維持のため、令和7年度予算において戦略的な改善策を講じられたい。

等の意見がありました。

次に、環境費について、委員から、

- ①エコライフステージの今後の取組
- ②ネイチャーポジティブの推進
- ③物価高騰対策としての指定ごみ袋の無料化
- ④ごみ集積容器の市民センター展示
- ⑤トイレカーの運用

等について質疑があり、当局から、

- ①エコライフステージの今後の取組については、若者の参加率が低いことや新しい出展者が少ないことに加え、実践されている環境配慮行動にも偏りがある等の課題が見えてきたため、来年度から、次世代人材の育成として、企画運営への学生の参画や、環境配慮行動へのインセンティブとして電子ポイント制度と連携した企画等を考えている。また、こどもエコクラブの研究成果やエコメカアイデア・コンクールでの受賞作品の展示等については、実現に向けて検討を進めていきたい。
- ②ネイチャーポジティブの推進については、現在改定中の生物多様性戦略の中でも、市民、企業、行政などの連携を加速させるための新たな枠組みとして、ネイチャーポジティブネットワークの設立を想定している。企業への働きかけについては、この枠組みへ参画することでの企業価値向上により、地域や社会から選ばれる企業となるよう連携して取組を推進してまいりたい。
- ③物価高騰対策としての指定ごみ袋の無料化については、本市の有料指定袋制度は国の考えに沿ったもので、着実に成果を上げている段階であり、現行の枠組みでごみの減量・リサイクルを推進する考えで、現行の指定袋の手数料を変更する考えはない。
- ④ごみ集積容器の市民センター展示については、展示場所の確保に課題があるため、来年度は、折りたたみ式容器を区役所に配置し、購入補助金の申請窓口で展示するほか、容器の使い方や補助申請についての説明動画を作成するなど普及を図ってまいりたい。
- ⑤トイレカーの運用については、災害時に使用するほか、防災イベントや地域の避難訓練、市主催の大規模イベント等にも活用して、災害時のトイレ対策の重

要性を発信していくとともに、維持費などの負担の在り方などの運用ルールについて検討してまいりたい。また、トイレカー等を導入する自治体と相互派遣協定を含めた協議を進め、災害時の相互支援ネットワークの形成を図り、災害時のトイレ対策の拡充に努めてまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- エコライフステージについて、出展者のモチベーションが下がらないような企画を検討するとともに、若い方が参加できる方法を検討されたい。
- 幼少期からの環境教育が大切であるため、エコライフステージにおいて、環境絵本の紹介や廃材を使った作品づくりコーナーなどを取り入れられたい。
- エコタウンセンターを中核として周辺を一体的に整備し、海外の方にも参考となるようなものとされたい。
- 不法投棄が未だ散見されるため、対策に必要な事業費は確保されたい。
- カブトガニなど珍しい動植物が生息する曾根干潟では、曾根東小学校の生徒が清掃活動など行っており、市においても環境の保全に努められたい。
- 洋上風力発電でのバードストライク対策にしっかり取り組まれたい。
- P F A Sについては、環境モニタリングでの地下水調査を継続し、今後も監視されたい。
- ごみステーションの散乱防止のため、集積容器等設置補助についてはしっかり実施されたい。
- 折り畳み式簡易集積容器については、どのようなものか分かるように身近な市民センターで紹介されたい。
- ふれあい収集について、ごみが出されていない場合にケアマネジャー等へ連絡するなど、福祉と連携した丁寧な取組を進められたい。
- 粗大ごみ持ち出しサービスについて、無料化を検討されたい。
- 充電式バッテリーの不適切な廃棄による発火事故が多発しているため、分別大事典を活用するなど、PRの強化を図られたい。
- 廃食用油の回収促進を図るため、エコ・アップデート推進事業の周知及び回収ボックスのさらなる設置を進められたい。
- 廃食用油については、どのように処理されたのか最後まで監視されたい。
- 小・中学校の給食でも多くの食品ロスが発生しているため、学校と協議の上、対策を検討されたい。
- 残しま宣言応援店の拡大を図るとともに、啓発カードについてもさらなる活用を進められたい。
- 物価高騰対策として、指定ごみ袋を当面の間、無料化することを検討されたい。
- トイレカーについて、市民が愛着の持てるものとなるよう、ラッピングをしたり市民や子供たちに愛称を募るなど検討されたい。

等の意見がありました。

次に、労働費について、委員から、

①U・Iターン応援プロジェクト運営事業

等について質疑があり、当局から、

- ①本市は、人口の社会増を達成したが、若者や女性の転出超過が課題であり、U・Iターン応援プロジェクトは人口増のための重要な取組である。令和7年度からは、新たに同窓生間のネットワークを活かした情報発信や、メタバースを活用した交流会等を実施する予定であり、様々な施策を通じ、地域経済の持続的な成長につながるよう、女性や若者の定着を図ってまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 本市が支援をした中小企業の賃上げに向け、業績を継続的に掌握するよう努められたい。
- リスクリングについて、不登校になった子供達にチャンスを与えられるよう、勉強会の開催等を検討されたい。
- 女性の働き方の支援について、若い世代だけではなく、就職氷河期世代も含めた幅広い世代の女性が活躍できる支援に努められたい。

等の意見がありました。

次に、農林水産業費について、委員から、

①農業

等について質疑があり、当局から、

- ①企業誘致は、投資や雇用機会の創出などの効果があり、重要な施策である。本市は、昨年度の誘致件数と投資額が過去最高となり、注目が高まっているが、産業用地が不足しているため、地域未来投資促進法の活用した用地の創出に取り組んでいる。農地転用する場合は、周辺農地に支障を及ぼさないなど、法律に基づく厳しい基準があるため、本市としてはこの基準を遵守し、あわせて市内農業の健全な発展に努めてまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 鳥獣被害について、農作物を守るため、被害が小さいうちから対策できるよう予算の確保に努められたい。
- 農業従事者の確保のため、トレーニングファームの実施など、新規就農者へのアプローチを広範囲に行うよう努められたい。
- 新規就農者に本市を選んでもらえるよう、政令指定都市で農業ができるという本市のメリットをしっかりと周知されたい。

等の意見がありました。

次に、産業経済費について、委員から、

①本市の企業誘致・K P I

②すしの都推進による観光大都市へのチャレンジ

等について質疑があり、当局から、

- ①本市の企業誘致・K P Iについては、企業誘致は、本市経済の振興や雇用の創出等を目的としており、補助制度の適用については、新規従業員の常用雇用を交付要件としている。この要件に雇用形態、雇用期間、賃金労働条件等の項目を加え、K P Iとすることは、他都市との競争力低下につながること等の理由により考えていない。また、誘致した企業の雇用支援については、国や県と連携し、様々な施策に取り組んでいる。今後も企業の満足度を高め、市民所得の向上につなげてまいりたい。
- ②すしの都推進による観光大都市へのチャレンジについては、観光振興と地域経済活性化を両輪で進めるため、これまでも、地元飲食店と連携し、まちの成り立ちを背景とするストーリー性を持った食の発信に注力してきた。今後は、出張者向けのグルメ冊子の作成や「美食の街 北九州」実現に向けた勉強会の設立、「すし」をフックとした他の地域グルメの認知度向上に取り組む予定である。引き続き、民間事業者と連携し、「美食の街 北九州」としてのブランディングを進めて、観光大都市を目指してまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 企業誘致においては、積極的に説明会を開催し、住民の理解を得られるよう努められたい。
- 新ビジョンに掲げる雇用者報酬 500 万円のK P Iを目指し、市内総生産を向上させるため、誘致した企業の雇用形態を掌握されたい。
- スタートアップ成長支援ファンドについて、効果測定の方法を検討されたい。
- 本市の産業計画について、企業を誘致する際は、住宅密集地近辺を避けるなど、物流の利便性を含めて、しっかりと検討されたい。
- 本市のシリコンシティへの挑戦をしっかりと進めていくため、A S Eの誘致を必ず成功させるよう努められたい。
- 稼げる企業を本市に増やしていくため、スタートアップ企業が上場するまで支援することを検討されたい。
- 宇宙産業の振興について、どのような産業分野に関わりがあるのか分かりにくいため、市内企業への情報発信に努められたい。
- 生産性向上、産業振興に向けたロボット・D X推進事業等について、本市の財政負担を抑えるため、国や県の制度をしっかりとチェックし、同じような予算を措置しないよう努められたい。
- 本市の半導体産業については、過去に大企業の撤退もあったため、学術研究都市の地を生かし、半導体産業の振興に努められたい。
- 環境問題など、大きなリスクも認識しながら、企業誘致を推進されたい。
- 企業誘致の際は、誘致が決定する前から、地域の経済界も含めた機運醸成に努

められたい。

- 北九州市立大学においては、外部資金獲得に頼らず、自由な研究ができるように、独法化前と同様の運営費交付金や研究費を担保されたい。
- 学部の増設や県民を対象とした入学金の減額などにより、北九州市立大学が選ばれる大学になるよう、取り組まれたい。
- 地域経済活性化のためにも、サステナブルシーフードなどの観光資源を活用する取組実施の際には、民間事業者をしっかりと支援されたい。
- 宿泊を伴う団体という修学旅行の利点を踏まえて、SDGs 修学旅行サポートセンター運営事業に積極的に取り組まれたい。
- コンサートだけではなく、舞台や競馬など、幅広いエンターテインメントの誘致を推進されたい。
- 北九州ならではの夜間・早朝コンテンツ造成に向けて、各事業者へ積極的に働きかけられたい。
- ナイトタイムエコノミー推進の観点からも、市民や観光客が鍛冶町や堺町を安全・安心に利用できる仕組みを検討されたい。
- 皿倉山のキャパシティ拡大のため、ハード面の整備を進められたい。
- インバウンド誘致促進に向けて、引き続き、観光客の移動手段を踏まえた効果的なプロモーションを実施されたい。
- 交通局の観光バスの活用など、関係局との横断的な連携により、観光地の交通アクセスの利便性向上を図られたい。
- JR九州等の公共交通機関との連携により、西のゴールデンルート構築にしっかりと取り組まれたい。
- 門司港レトロ 30 周年！アニバーサリー事業実施に当たっては、成果を重視し、事前準備にしっかりと取り組まれたい。
- 若松北海岸の発展のため、若松北海岸サイクルツーリズム導入実証事業の実施とともに、エリア内の施設や道路などの環境整備にも取り組まれたい。
- 「すしの都」のブランディングに当たっては、特定の店舗に恩恵が偏らないよう、公平性を十分に担保されたい。
- 「すしの都」の定義や方向性を明確にし、実効性のある施策を実施されたい。
- 景観に十分配慮の上、小倉城天守閣へのエレベーター増設等の検討を進められたい。

等の意見がありました。

次に、土木費について、委員から、

- ①「稼げるまち」の実現に向けた「基盤」づくり
- ②未来につなぐ公共交通り・デザイン事業
- ③門司赤煉瓦プレイスの醸造棟に関する重要文化財の指定の可能性

- ④門司赤煉瓦プレイスの門司麦酒煉瓦館の活用計画と修復工法
- ⑤公園愛護会と公園応援団の在り方
- ⑥コクラ・クロサキリビテーション
- 等について質疑があり、当局から、
- ①「稼げるまち」の実現に向けた「基盤」づくりについて、関門橋のリフレッシュ工事に伴う渋滞対策は喫緊の課題であると認識しており、市民への影響が緩和されるよう、ネクスコ西日本や関係機関と必要な協議を行いつつ、適切に対応してまいりたい。
- ②未来につなぐ公共交通リ・デザイン事業については、交通事業者等と協働で公共交通のDXを進めるとともに、異なる交通機関が連携するネットワークの再構築や、あらゆる輸送手段の活用など総合的に検討し、次期地域公共交通計画にも反映したいと考えている。その際、事業者との協議にあたっては、本市がしっかりとリーダーシップを発揮していきたい。
- ③門司赤煉瓦プレイスの醸造棟に関する重要文化財の指定の可能性については、現段階でコメントすることは難しいが、醸造棟の所有者であるNPO法人から、正式に指定に向けての手続きを進めてほしいという意向が示されれば、真摯に伺いつつ支援してまいりたい。
- ④門司赤煉瓦プレイスの門司麦酒煉瓦館の活用計画と修復工法については、現在、公募型プロポーザルによって優先交渉権者となった株式会社スピナが、事業内容について地元住民に説明会を行っており、事業着手の準備が整い次第、早期に契約を結びたい。また、提案では、門司麦酒煉瓦館の劣化した部分を丁寧に補修し、建物本来の美しさを取り戻すとともに、安全性を確保するとしており、今後、専門家の意見を伺いながら、具体的な工法を含め補修計画を立てると聞いている。
- ⑤公園愛護会と公園応援団の在り方について、公園愛護会が存在しない、または解散の可能性がある公園と、活動を希望する企業団体を結びつけるためにも、公園応援団制度の周知と活用促進にしっかりと取り組んでまいりたい。また、公園愛護会の実態や課題を把握するアンケート調査を実施し、対応を検討してまいりたい。
- ⑥コクラ・クロサキリビテーションについては、リーディングプロジェクトであるビジア小倉の建設のほか、第2弾として小倉京町センタービルの建設工事にも着手しており、今後も、小倉駅周辺でのオフィス需要や投資意欲を削ぐことがないように、行政として適宜適切に対応してまいりたい。また、クロサキメイトビルの再生については、開発意向を示す事業者から開発条件が提示されれば、関係権利者の意見集約につながると考えられるため、開発事業者へ民間開発の支援制度であるリビテーションを積極的にPRしてまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- Kit a Q市民レポートについては、利用者の増加に向けて、引き続き制度の周知に努められたい。
- ミクチャリの利便性向上のため、ステーションの増設に取り組まれたい。
- 駐輪場については、子どもを乗せた利用者が使いやすくなるよう、固定式スタンドの増設など、置き場の充実を検討されたい。
- 公園などのインフラの健全度について、管理の状態や点検結果のデータベース化などによって見える化を図り、市民のリスクを低減していくことを検討されたい。
- 若戸大橋の維持管理については、毎年きちんと実施されていることが理解されるよう、様々な媒体を活用して周知されたい。
- 恒見朽網線改築事業については、一部の地域に交通車両が増加している現状から、できるだけ早期に開通するよう、事業を進められたい。
- 生活幹線道路の整備については、住民の安全確保のために重要な事業であるため、地権者や周辺住民への協力要請等には熱意を持って取り組まれたい。
- 道路の舗装や白線等の補修については、高齢者などの交通安全対策を踏まえ、特に幹線道路を中心に、計画的に実施されたい。
- 通学路の安全対策については、児童生徒の通学環境の整備だけではなく、地域全体の交通安全意識を高める重要な役割があるため、引き続き取り組まれたい。
- 響灘地区への企業誘致による渋滞については、交差点改良だけでなく、複数の社員による相乗りやパークアンドライドも含め、渋滞緩和策を講じられたい。
- 防草対策として、緑の保全の観点から中央分離帯でガザニアの活用を検討されたい。
- 除草から防草対策にシフトしていくことで、将来的に除草予算の削減となるよう取り組まれたい。
- 防草対策については、以前にコンクリートで埋めた箇所が目地から生えている草についても、対策を講じられたい。
- 防草対策については、若手職員を中心としたプロジェクトチームをつくって取り組んでいる神戸市の事業などを参考に、バイタリティーを持って取り組まれたい。
- 防草対策の実施に当たっては、地域には様々な意向があるため、丁寧な説明を行ったうえで取り組まれたい。
- 県と市の両方が管理している河川については、県としっかりと協議を行ったうえで、災害に備えた管理マニュアルを作成されたい。
- 関門橋リフレッシュ工事によって発生する市街地の渋滞について、対応策を

検討されたい。

- 下関北九州道路については、地元自治体の負担がどの程度となるかが重要であるため、本四架橋の地元負担について調査されたい。
- おでかけ交通については、市民の足となっているため、予算の確保に努められたい。
- おでかけ交通支援について、幹線と支線を結ぶフィーダー路線は必要なものであるため、予算を削減するのではなく、拡充することを検討されたい。
- 公共交通の運転者確保について、女性の運転者が増えるよう、労働環境の改善などに対する支援に取り組まれたい。
- 交通政策を進めていくうえでは、自治体がイニシアティブをとり、交通事業者と十分な協議を行いながら、全体を俯瞰する立場で取り組まれたい。
- 豊かで居心地のよいまちづくり事業の社会実験については、様々な市民や団体の意見を踏まえた議会の議論を、政策にしっかりと反映することを心がけられたい。
- 豊かで居心地のよいまちづくり事業については、まちの成長へ期待が膨らむよう情報公開を行いながら取り組まれたい。
- 旧小倉合同庁舎等跡地については、ノウハウを持つ民間団体などから幅広く意見を聴きながら、活用方法を検討されたい。
- 旧小倉合同庁舎跡地の整備については、ユニバーサルトイレの設置を検討されたい。
- 旧小倉合同庁舎の跡地活用については、行政主導の投資のみではなく、民間の投資をセットで進められたい。
- 門司港滞在型観光強化事業において、門司港地区のエリアマネジメントを行うまちづくり会社の設立に当たっては、様々な事業者に幅広く目を向けながら検討されたい。
- まちなか居住移転支援事業については、支援制度の利用者増加に向けて、予算の拡充に努められたい。
- まちなか居住移転支援事業について、対象区域や補助額の設定に不公平感があるため、制度の見直しを検討されたい。
- 門司赤煉瓦プレイスについては、NPO法人の意見をしっかりと聞き、各施設を一体として捉えて、魅力ある場所となるよう取り組まれたい。
- 門司麦酒煉瓦館については、重要文化財の指定をするに当たり、最後まで守り抜くという気概をもって、保存に向けて取り組まれたい。
- 公園応援団については、さらに登録団体を拡大していくため、SNSの活用などによるしっかりとした広報を実施されたい。
- 公園応援団については、公園付近の企業にアプローチするなど、企業から応援

していただけるよう、積極的に推進されたい。

- 公園応援団については、公園の巡視結果などで得られた情報を整理してシステム化し、企業とのマッチングを行いながら、活動団体の増加に努められたい。
- 公園応援団の活動団体増加に向けて、例えば社会復帰などを支援する団体などにも目を向け、市から積極的にアプローチされたい。
- 公園愛護会がない公園については、公園応援団になっていただける団体にインセンティブを付与するなど、他の公園との差別化を図られたい。
- 公園のネーミングライツについては、企業のニーズもあると思われるため、積極的に分かりやすく制度を周知されたい。
- こどもまんなか公園については、遊具などでの事故を未然に防ぐ取組を徹底し、子供たちが楽しく安全に過ごせる公園づくりに努められたい。
- こどもまんなか公園については、整備のみではなく、利用者のルールづくりも含めて、他局とも連携しながら取り組まれたい。
- 皿倉山の天空ドームのリニューアルについては、市内各地から見えるような電飾の設置を検討されたい。
- 霊園のトイレについては、高齢者も利用しやすいよう、洋式化を進められたい。
- 女性目線の快適なトイレ空間の整備事業については、勝山公園でのモデル実施で終了するのではなく、今回の事業で得られた声を生かし、他の公園にも展開されたい。
- 女性目線の快適なトイレ空間の整備事業については、今回の事業が今後の他のトイレ整備にも生かされていくことを、事業内容の説明の中で示されたい。
- 一人一花運動推進事業については、小倉駅などをもっと花で飾るなどアピールするとともに、他都市を参考に、市民が花を見て心が和むような取組など、柔軟に取り組まれたい。
- リビテーション推進事業については、近隣のテナントビルとの競合などを踏まえた需要予測を計画段階から行ったうえで、戦略的に取り組まれたい。
- リビテーション推進事業については、次世代オフィスビルの建設や企業誘致につながることから、相談には丁寧に対応されたい。

等の意見がありました。

次に、港湾費について、委員から、

- ①若松南海岸通りの魅力づくり

等について質疑があり、当局から、

- ①若松南海岸通りは重要な地域資源であり、港湾計画において人流・賑わいゾーンに位置づけている。また、北九州港の港湾施設は、港湾施設マネジメント実施計画に基づき、民間活力の導入を図る方向性である。南海岸における大型ヨットに対応したマリナー整備については、多額の投資が必要であるため、民間

事業者の動向を注視し、具体的な提案には適切に対応してまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 他都市の洋上風力発電において、物価高騰等の影響により、中止や延期となっている事案が発生しており、本市での物価高騰については対応できるよう取り組まれない。
- ひびきコンテナターミナルにおいては、大型クルーズ船の誘致にも取り組まれない。
- 洋上風力発電の余剰電力の有効活用として、蓄電池への充電も検討されたい。
- 北九州港の航路誘致については、実績の分析を詳細に行い、誘致に取り組む重点エリアを検討されたい。
- 若松区南海岸通りについては、ロケーションが良く、台風等にも強いため、マリーナの設置を検討されたい。
- 若松区響町の道路渋滞については、現地を実際に見て対策を検討されたい。
- みなとオアシス門司港の登録エリアについて、門司港から赤煉瓦プレイスまでの沿岸は1つの観光地帯となっているため、エリアの拡充を検討されたい。
- 洋上風力発電については、赤外線カメラ等を活用し、バードストライクへの対策に取り組まれない。
- モーダルシフトの推進により、大型トラックの輸送ルートが変更になる可能性があるため、問題意識をもって対策を検討されたい。

等の意見がありました。

次に、建築行政費について、委員から、

- 官民連携移住推進事業について、官民連携の趣旨を踏まえ、しっかり取り組まれない。
- 移住促進については、支援制度の紹介のみではなく、個々の事情に応じたきめ細かい取組や、積極的な提案を実施されたい。
- すまいる北九州移住応援事業について、支援金支給の要件である就業先については、女性がこれまでのキャリアを生かせるような職種を増やすなど、女性が移住しやすくなる制度となるよう努められたい。
- マンション管理適正化推進事業については、老朽化が進んでおり、管理組合がなく困っているマンションも多いため、マンション管理士派遣事業などの支援事業をしっかりと周知されたい。
- 空家等管理活用支援法人については、複数の法人を指定し、様々な相談に対応できるよう取り組まれない。
- 老朽空き家対策については、早めに取り組み、地域の声をしっかりと聞きながら対応されたい。
- 公民連携によるセーフティネット住宅供給促進事業については、セーフティネット住宅の登録増加が、住宅確保要配慮者の支援拡大につながるほか、空き

家対策としての効果も期待されるため、しっかりと取り組まれない。

- 市有建築物の脱炭素化については、災害時の避難所にもなる小・中学校の体育館における屋根の断熱化に、積極的に取り組まれない。
- 市営住宅の有効活用については、募集戸数を増やし、入居率の引き上げを図るなど、公営住宅の建設の趣旨をしっかりと踏まえた対応をされたい。
- 市営住宅における若年世帯の入居促進として、若年世帯が好む住環境などについて調査するとともに、入居した世帯がしっかりと地域に溶け込めるような仕組みづくりを検討されたい。
- 門司区の市営住宅については、築年数が古いものが多いため、建替えや統廃合を進められたい。

等の意見がありました。

次に、消防費について、委員から、

- 女性が働きやすい環境を整備し、女性消防職員のさらなる増員に努められたい。
- 家庭における消火器の設置に関して、市政だより等を活用し、さらなる啓発に努められたい。
- 且過火災等の続発した大規模火災を忘れないよう、広報部局と連携しながら、防火対策についての啓発を継続されたい。
- 大規模な山林火災が発生しているため、発生時の初期対応や避難等について、住民参加型の訓練実施を検討されたい。
- 消防のPRや防火防災の啓発活動を行う消防音楽隊やカラーガード隊の活動は大変重要であるため、必要な予算を確保されたい。
- 市民へメールで発信している消防車の出動状況等について、LINEでも情報発信できるよう検討されたい。
- 救急の患者情報管理システムについて、さらなる救急活動の迅速化、円滑化を図るため、マイナンバーカードの活用を進めるとともに、119番通報からの活用を検討されたい。
- 救急車の適正利用について、本当に必要な方が利用できるよう、さらなる啓発を行われたい。
- 住宅用火災警報器の消防職員による設置支援について、さらなる啓発を行い、高齢者が遠慮なく利用できるよう取り組まれたい。
- あんしん通報システムについて、携帯電話での利用などを行う先進自治体の情報を収集し、積極的に取組を進められたい。
- いきいき安心訪問について、訪問される側が警戒することもあるが、非常に重要な事業であるため、しっかりと取り組まれたい。
- 防災訓練では、地域とNPOなどが連携することで、広く参加できて楽しめる

ような訓練を検討されたい。

- 地域と連携した避難所開設運営に対する協力金については、用途において地域ごとのばらつきをなくすよう検討されたい。
- 備蓄品の保管について、市民センターや学校倉庫が手狭になっているため、災害時の避難所運営が円滑にできるよう、保管場所を検討されたい。
- 衛生用品等の備蓄品について、調達する防災協定の締結企業も増えているが、締結先企業の防災意識も高まるため、さらなる拡大を図られたい。
- 災害用の備蓄食について、よりおいしい備蓄食の提供を検討されたい。
- 災害時には、キッチンカーでの食事提供が有効と考えるため、活用について検討されたい。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、近隣と連携を図ることなど、実際に避難ができる内容とされたい。
- 個別避難計画について、避難行動要支援者をできるだけリアルタイムで把握のうえ、名簿を作成するよう努められたい。
- ペット連れでの避難では、日頃のしつけが大切であるため、市民参加の防災訓練等の際に、保健福祉局と協力して、しつけに関する啓発の取組を行われたい。
- 危機管理においては、市民の命を守るということを考え、必要な予算及び人員の確保に努められたい。
- 今後の災害派遣に生かすため、派遣の目的やこれまでの経験をマニュアル化されたい。
- 自衛隊や米軍の北九州空港の利用について、事前に具体的な情報収集を行い、市民に周知されたい。

等の意見がありました。

次に、教育費について、委員から、

- ①教職員へのパワーハラスメント防止対策
- ②避難所となる学校体育館への空調整備
- ③学びの多様化学校の設置
- ④学校給食の無償化

等について質疑があり、当局から、

- ①教職員へのパワーハラスメント防止対策については、被害を受けた教職員が自ら声を上げやすい仕組みの整備が重要であり、複数の相談窓口の設置や、各学校の研修でのハラスメント防止ハンドブック配布による啓発に努めている。今後も、現行体制の中で、より相談しやすい環境づくりに努めてまいりたい。
- ②避難所となる学校体育館への空調整備については、熱中症対策や教育環境の改善に効果がある。その中でも特別支援学校は特に空調設置が望ましく、まずは小倉北特別支援学校の体育館に設置する。さらに今後、学校を新築する場合

も、設置を検討してまいりたい。一方、全小中学校体育館への空調設置は、依然として市の財政負担が極めて大きいため、整備手法や効果的な財源について幅広く情報収集してまいりたい。

- ③学びの多様化学校の設置については、令和7年1月開催の総合教育会議で協議の上、令和9年4月の開校に向けて準備を加速させるよう、教育委員会に指示したところである。本市にふさわしい学校となるよう、校舎位置や対象範囲などの検討状況を踏まえ、施設整備にかかる予算案や設置条例改正案などのプロセスを適切に進めてまいりたい。
- ④学校給食の無償化については、令和8年度中の実施に向けた検討方針を示したところである。子供たちの成長を支える給食の重要性から、令和7年度からの前倒し実施の趣旨には共感するが、安定的で持続可能な制度の実施には、公平性、公正性、納得性に十分留意しつつ、財源確保や実施体制整備等が必要不可欠であるため、できる限りスピード感をもって検討を進め、適切なタイミングで実施してまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 年度当初の産休代替講師の配置を継続して実施されたい。
- 養護教諭の国基準以上の配置を検討されたい。
- 各学校の状況を踏まえて、複数担任制を実施されたい。
- 私立学校の重要性を踏まえて、私学助成金を令和5年度予算額まで増額されたい。
- 小倉南幼稚園跡地の活用を早急に検討されたい。
- KiTaQ Girls Techプロジェクト事業において、理工系人材の育成対象を女子に特化することに違和感がある。
- KiTaQ Girls Techプロジェクト事業の実施に当たっては、理工系人材育成のための長期的なKPIを設定されたい。
- 優秀な教職員の人材確保にしっかりと努められたい。
- 教職員の不祥事防止に向けた指導・研修に努められたい。
- ハラスメント相談窓口の充実を図られたい。
- 子供一人一人の多様性を尊重し、「学びの転換」推進事業をしっかりと進められたい。
- 「アラカルト方式」による校外の体験活動を活用し、子供たちの北九州市民としてのシビックプライド醸成を図られたい。
- 「アラカルト方式」による校外の体験活動実施に当たっては、子供たちの自主性を高められる仕組みづくりに取り組まれたい。
- 生徒による授業評価アンケートの実施を研究されたい。
- サステナブルの観点からも、学生服の再資源化の取組をしっかりとPRされ

たい。

- 工事時期の平準化や安全面に配慮のうえ、学校施設の改修等を進められたい。
- 学校体育館へのエアコン設置を前向きに検討されたい。
- 学校にエアコン設置をする際には、本市のk i t a Q Z E Hなどの取組を踏まえ、断熱を進められたい。
- 学校体育館へのエアコン設置に向けて、具体的な空調設備設置計画を策定されたい。
- 学校トイレの更なる洋式化を進め、学校間の格差を解消されたい。
- 併設する放課後児童クラブにも配慮のうえ、防犯カメラを設置されたい。
- 学びの多様化学校設置に向けた計画を速やかに進められたい。
- 国の動向も踏まえて、学びの多様化学校のサテライト教室設置を検討されたい。
- 学びの多様化学校設置の検討に当たっては、場所や利便性を十分考慮されたい。
- スクールソーシャルワーカーの増員に努められたい。
- タブレット端末で行う子供たちの心の健康観察のデータを、現場で有効活用されたい。
- 卒業後も、不登校児童生徒への支援が継続されるよう、社会資源間で切れ目なく情報共有されたい。
- 部活動地域移行に当たっては、本市を拠点とするプロスポーツチーム等の人材を活用されたい。
- 部活動地域移行後も、子供たちの大会出場機会を確保されたい。
- 数理の森ライブラリー事業により、理工系分野への興味関心を促す環境を整備されたい。
- 学校図書館職員の増員を検討されたい。
- 小・中学校へのスーパー・サステナ・ハイスクール推進事業の展開を検討されたい。
- 特別支援学校高等部において、希望する生徒全員にスクールバスでの送迎が行えるよう、対応を検討されたい。
- キャリア教育充実の観点から、北九州ゆめみらいワークを効果的に活用されたい。
- 中央図書館開館 50 周年の周知と同時に読書を啓発するイベントを実施されたい。
- 令和 7 年度からの学校給食費無償化を実現されたい。
- 国の学校給食費無償化に伴い不用となる財源を、生活困窮世帯への支援等へ活用されたい。

- 学校給食費無償化のプロジェクトチームにおいて、多子世帯の負担軽減についても検討されたい。
- 学校給食費無償化実施の際は、私立学校への支援も検討されたい。
- 教職員等の学校給食費の値上げ分について、公費負担を検討されたい。
- 学校給食費無償化が給食の質の低下につながることはないよう、質の維持・向上にも取り組まれたい。
- 子供たちのタブレット端末使用に当たっては、電磁波による影響に十分配慮されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第3号について、委員から、

①食肉センターの今後の取組

について質疑があり、当局から、

- ①老朽化や労働力不足、稼働率の低下、収入源の確保等が課題となっており、大規模な整備について、これまでも検討や協議を進めてきた。海外に牛肉を輸出できる施設の多くは民間企業等が運営していること、国の補助金の活用は安定的に成果を出せる計画性と実行性の担保が必要であることを踏まえ、どのような方向性を目指していくべきか食肉事業者と引き続き協議を重ね、今後のあり方について適切に判断してまいりたい。

との答弁がありました。なお、委員から

- 食肉センターは継続のうえ、国へ補助金の補助率の上昇を要望されたい。

との意見がありました。

次に、議案第8号について、委員から、

- 港湾施設におけるアスベスト調査については、健康被害を出さないため、方針をしっかりとって、調査点検に取り組まれたい。

等の意見がありました。

次に、議案第16号について、委員から、

①介護者（ケアラー）へのサポート

について質疑があり、当局から

- ①「北九州市しあわせ長寿プラン」で「介護者のサポート」を施策の一つに位置付け、高齢者を支える家族への支援について様々な取組を展開している。引き続き、家族介護者が相談できる窓口等の情報発信に努めるとともに、アウトリーチによる相談体制を継続し、地域住民や支援機関との連携を図りつつ、介護者を支援し、安らぐまちの実現につなげてまいりたい。

との答弁がありました。なお、委員から

- 介護の提供体制が今後も守られるよう、介護従事者に対するハラスメント対策については効果のある取組をされたい。

●ビジネスケアラーについて、事業所や企業への働きかけや、従業員への支援を産業経済局と協力のうえ進められたい。

●介護認定審査会の委員について、次世代の介護人材育成の観点から、若い世代にも門戸を広げられたい。

との意見がありました。

次に、議案第 22 号について、委員から、

①海外水ビジネスの推進

について質疑があり、当局から、

①海外事業の推進においては、計画段階から北九州市が携わり、優れた維持管理ノウハウなど、本市の強みを生かせる共同企業体を形成することで、多くの受注実績を上げている。また、セミナーや展示会では、相手国と協議を重ね、市内企業が製品納入や協力企業として参入できるよう、支援に取り組んでおり、今後も信頼関係を生かした海外事業に官民連携して、積極的に取り組んでまいりたい。

との答弁がありました。なお、委員から、

●実績を上げている国際技術協力や海外水ビジネスについて、全国やアジアの諸外国へアピールされたい。

●水道はP F O S及びP F O Aの検査を早くからしっかり実施しており、安全であることを市民にP Rされたい。

●物価高騰への幅広い効果的な対策として、国の交付金を活用した上下水道料金の減免等について、財政・変革局と協議されたい。

●水道管等の公共インフラの整備には莫大な費用がかかるため、北九州市ポートレースによる未来のまちづくり投資基金の活用について財政・変革局に要望されたい。

●水道管については、埋設地の土壌環境も踏まえ、適切な予防保全に努められたい。

●水道用水供給事業については、周辺地域への貢献や事業収益につながっているため、今後も注力されたい。

●水道用水供給事業の拡大については、関係者への丁寧な説明を行われたい。

等の意見がありました。

次に、議案第 23 号について、委員から、

●工業用水については、進出する企業が必要とする量が供給できるよう確保されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第24号について、委員から、

①市営バスが赤字ピンチ！緊張感ある変革

について質疑があり、当局から、

- ①福祉優待乗車証については、障害者の生活の足となり、社会参加のための手段としての役割にも鑑み、交通局の経営判断として現行制度を維持しており、当面はこの制度を維持しつつ、課題認識を持って必要な検証を行ってまいりたい。また、民営化の検討については、現在、「市営バス事業あり方・役割検討会議」において、経営改善に向けた議論を行っており、順次具体的な取組を進めることで収支均衡を目指し、地方公営企業として交通局の使命を果たし続けてまいりたい。

との答弁がありました。なお、委員から、

- 福祉優待乗車証について、市営バスの主な路線である若松区にお住まいの障害者の方ばかりが無料となる不公平なサービスとなっているため、制度の見直しを検討されたい。
- 交通局については、国の補助金などを活用し、CO₂排出量の削減に取り組まれたい。
- 交通局が導入するEVバスについては、目を引くようなラッピングなどを行い、乗客数の増加や取組のPRにつなげられたい。
- 市営バスの運転者確保については、離職につながらないように、良好な労働環境の確保に努められたい。
- 市営バスの運転者確保については、西鉄バスも含めて、市全体で最適化されるよう努められたい。
- 公共交通については、持続可能な地域交通が確立されるよう、若年層の人材確保に尽力されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第26号について、委員から、

- ①強靱な上下水道の整備

について質疑があり、当局から、

- ①中期経営計画に基づき、計画的に上下水道管の更新に取り組んでいる。上下水道管の更新には長い期間と多額の費用を要するため、衛星画像とAIを活用した漏水調査や高速で鮮明な撮影が可能なドローン等の新技術も活用し、リスクの高い箇所を早期更新と耐震化に努めており、近年頻発する災害にも対応できるよう、上下水道の強靱化に全力で取り組んでまいりたい。

との答弁がありました。なお、委員から、

- 道路陥没事故が急増する敷設後40年以上の下水道管の総点検を実施するとともに、必要な人員の確保及び技術の継承に努められたい。
- 下水道管の点検については、新技術を活用するなどして、点検距離の延長を増やすよう努められたい。

- 下水道管の腐食が原因の道路陥没事故を防止するため、管渠の更新を進められたい。
- 下水道管等のインフラ整備には多額の予算が必要であるため、官民連携やPPP、国の補助金や交付金を最大限活用して、財政負担を軽減させながら事業を進められたい。
- 公園の集約化などでマンホールトイレの整備に不都合が生じないよう関係局で連携を図られたい。

等の意見がありました。

次に、議案第27号について、委員から、

- メディアドームの償還が終了する令和8年度には一般会計へ繰り出しを行えるよう、競輪事業の収益確保に努められたい。
- メディアドームについて、親しまれるレース場になるため、コンサートを含め、幅広い活用に努められたい。
- 本市のポップカルチャー推進のため、ボートレースにおけるアニメコラボの継続を検討されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第33号について、委員から、

①北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金

等について質疑があり、当局から、

- ①本市が「人が集まるまち、人に選ばれるまち」として成長・発展していくことを目指して、条例案の趣旨や目的に合致する事業の整備費用の一部に充てることとしている。学校体育館へのエアコン設置については、巨額の財政負担など考慮すべき論点も多く、多角的視点からの調査研究や幅広い情報収集が必要な課題と認識している。貴重な財源である新たな基金については、長期的視点に立って、次世代の暮らしやまちづくりに貢献するものに活用してまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 未来のまちづくり投資基金については、避難所としても使用する体育館のエアコン設置や道路の整備など、広く市民が使えるものに活用されたい。
- 未来のまちづくり投資基金設置にあたり、ボートレース若松について、若者、子育て世帯も楽しめることや市に対し収益金から繰り出しを行っている素晴らしい施設であることを市からも上手に発信されたい。

等の意見がありました。

令和7年度予算特別委員会報告書(写)

令和7年2月定例会

議案番号	件名	結果
第1号	令和7年度北九州市一般会計予算	可決
第2号	令和7年度北九州市国民健康保険特別会計予算	可決
第3号	令和7年度北九州市食肉センター特別会計予算	可決
第4号	令和7年度北九州市卸売市場特別会計予算	可決
第5号	令和7年度北九州市渡船特別会計予算	可決
第6号	令和7年度北九州市土地区画整理特別会計予算	可決
第7号	令和7年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算	可決
第8号	令和7年度北九州市港湾整備特別会計予算	可決
第9号	令和7年度北九州市公債償還特別会計予算	可決
第10号	令和7年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算	可決
第11号	令和7年度北九州市土地取得特別会計予算	可決
第12号	令和7年度北九州市駐車場特別会計予算	可決
第13号	令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	可決
第14号	令和7年度北九州市産業用地整備特別会計予算	可決
第15号	令和7年度北九州市漁業集落排水特別会計予算	可決
第16号	令和7年度北九州市介護保険特別会計予算	可決
第17号	令和7年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算	可決
第18号	令和7年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算	可決
第19号	令和7年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算	可決
第20号	令和7年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算	可決
第21号	令和7年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	可決
第22号	令和7年度北九州市上水道事業会計予算	可決
第23号	令和7年度北九州市工業用水道事業会計予算	可決
第24号	令和7年度北九州市交通事業会計予算	可決
第25号	令和7年度北九州市病院事業会計予算	可決
第26号	令和7年度北九州市下水道事業会計予算	可決
第27号	令和7年度北九州市公営競技事業会計予算	可決
第29号	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	可決
第30号	北九州市事務分掌条例の一部改正について	可決
第32号	北九州市手数料条例の一部改正について	可決

議案番号	件名	結果
第33号	北九州市ポートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について	可決
第34号	北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について	可決
第35号	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	可決
第38号	北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	可決
第39号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	可決
第41号	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	可決
第42号	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	可決
第46号	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	可決
第48号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決
第49号	北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について	可決
第50号	北九州市水道法施行条例の一部改正について	可決
第51号	北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について	可決
第52号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	可決
第53号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	可決
第62号	包括外部監査契約締結について	可決
第70号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	可決
第71号	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決

委員会報告書(写)

(陳 情)

令和7年2月定例会

総務財政委員会

不採択とすべきもの

陳情番号	件 名	委員会での 議 決 月 日
第13号	「市民センター条例・一部改正」の4月実施凍結を求めることについて	3月24日

閉会中継続審査申出書(写)

(請 願)

令和7年2月定例会

教育文化委員会

請願番号	件 名
第2号	学校給食の無償化を求める請願について

建設建築委員会

請願番号	件 名
第1号	高齢者や障害者の移動手段の確保について

閉会中継続審査申出書(写)

(陳 情)

令和7年2月定例会

総務財政委員会

陳情番号	件 名
第1号	「市立市民センター等での市への提出文書収受に関する条例」の制定について
第3号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組について
第10号	「『核兵器禁止条約』への署名・批准を求める」意見書を、日本政府に提出することについて

教育文化委員会

陳情番号	件 名
第5号	学力最下位都市脱出について
第6号	不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について
第16号	小倉南特別支援学校の教育環境整備について

保健福祉委員会

陳情番号	件 名
第8号	児童養護施設における児童虐待等の実態について
第14号	加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度を求める陳情について
第15号	健康保険証とマイナ保険証の併用を求める意見書の提出について

環境水道委員会

陳情番号	件 名
第4号	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出について

建設建築委員会

陳情番号	件 名
第7号	日本化薬折尾工場跡地の用途変更申請並びに開発許可手続に関する質問と陳情について
第9号	新門司地区における市街化調整区域の撤廃について
第11号	河内温泉・あじさいの湯の早期再開を求める陳情について
第12号	旧クロサキメイトビル跡の一日も早い再生について

議会運営委員会

陳情番号	件名
第2号	議会審議において、各議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したか分かるようホームページで公開することについて

閉会中継続調査申出書(写)

令和7年2月定例会

委員会名	件名
総務財政委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な都市経営のあり方について ○ 住みやすいまちづくりについて
経済港湾委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域経済の成長とにぎわいの創出及び農林水産業の活性化について ○ 港湾・空港機能（洋上風力発電事業を含む）の強化について ○ 公営競技を活用した観光振興と地域貢献について
教育文化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の魅力を生かした観光施策の推進について ○ 多様性を尊重した教育環境の整備について
保健福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について ○ 高齢者・障害者福祉の充実について ○ 人権文化のまちづくりについて ○ 「こどもまんなかc i t y」の実現に向けたこども・子育て支援の推進について
環境水道委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害や火災に備えた防災・減災対策について ○ サステナブルシティを目指した取組について ○ ライフラインの強化と持続可能な上下水道事業の推進について
建設建築委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共インフラの適切な維持管理・整備について ○ 安全で快適なまちづくりについて ○ 交通政策について
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会及び臨時会の会期日程について ○ 議会の運営について ○ 議会の会議規則、委員会条例等について ○ 議長の諮問について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 片 山 尹

議 長 中 村 義 雄

副 議 長 村 上 直 樹

議 員 日 野 雄 二

議 員 木 畑 広 宣